

平成 24 年 度

八代市議会決算審査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議案第 99 号・平成 23 年度八代市一般会計決算ほか 11 件 1
-

平成 24 年 10 月 12 日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

平成24年10月12日 金曜日

午前10時00分開議

午後 3時01分開議（実時間239分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第99号・平成23年度八代市一般会計決算ほか11件

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	矢本善彦君
委員	鈴木田幸一君
委員	田方芳信君
委員	田中茂君
委員	田中安君
委員	友枝和明君
委員	前垣信三君
委員	前川祥子君
委員	松永純一君
委員	幸村香代子君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

監査委員	小嶋宣雄君
首席審議員兼会計課長 （会計管理者）	野田信一君
商工観光部	
八代ブランド営業総室長	久木田昌一君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	上田淑哉君
国保ねんきん課長	小林眞二君
はつらつ健康課長	蒲生尚子君
長寿支援課長	國岡雄幸君

総務部

納税課長	松本秀美君
建設部長	船藏満彦君
下水道総務課長	松本貞喜君
下水道総務課長補佐兼 水洗化促進係長	岩坂義明君
下水道建設課長	湯野孝君
水道局長	宮本誠司君
水道局次長兼 簡易水道係長	松田仁人君

○記録担当書記

竹岡雅治君
小川孝浩君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

◎議案第99号・平成23年度八代市一般会計決算ほか11件

○委員長（中村和美君） それでは、これより議案第99号から同第110号まで、すなわち、平成23年度八代市一般会計決算及び同各特別会計決算の12件を議題といたします。

本日の審査に入ります前に、前回の委員会で幸村委員より資料請求がありました指定管理者からの納付金に関する資料をお手元に配付しておりますので、後ほど御一読ください。

また、前回の委員会で友枝委員から質問があり、後日回答することとなっておりますとれたて村への納入者数と納入品目数に関して執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○八代ブランド営業総室長（久木田昌一君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、久木田八代ブランド営業総室長。

○八代ブランド営業総室長（久木田昌一君）
皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）八代ブランド営業総室の久木田です。

先ほど委員長からありましたように、先般の委員会におきまして友枝議員より御質問がございましたとれたて村への納入者数、これにつきましては、平成23年度におかれましては、八代市内の約40の事業者並びに個人となっております。

納入品目としましては、約140品目を納入しております。

以上、答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、以上のとおりでございますが、友枝委員、よろしいでしょうか。

○委員（友枝和明君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい。

○委員（友枝和明君） この機会にですね、これからもっと八代のPRのために頑張ってください。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい。

それでは、本日は、議案第100号から同第106号まで、すなわち、平成23年度八代市国民健康保険特別会計決算、平成23年度八代市後期高齢者医療特別会計決算、平成23年度八代市介護保険特別会計決算、平成23年度八代市公共下水道事業特別会計決算、平成23年度八代市簡易水道事業特別会計決算、平成23年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算、平成23年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算について審査を行う予定としておりますので、御協力をよろしくお願いします。

◎議案第100号・平成23年度八代市国民健康保険特別会計決算

○委員長（中村和美君） まず、議案第100号・平成23年度八代市国民健康保険特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

特別会計の御審議をいただく前に、私のほうから健康福祉部が所管いたします国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険、そして診療所のそれぞれの特別会計の決算について総括させていただきます。

座って説明をさせていただきたいと思えます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

まず、国民健康保険特別会計につきまして、特別会計歳入歳出決算書の、こちら決算書になりますけれども、11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページになりますが、歳入につきまして、収入済額の一番下の段になりますが、合計で178億7305万円となり、これは前年度決算と比較いたしますと1.5ポイントのプラス、次の12ページの、なりますが、12ページの歳出では、支出済額の一番下の段で合計の177億302万円となり、2.1ポイントのプラスとなっております。

なお、平成23年度の決算の特徴といたしましては、国保税の収納率が上昇したこと、それと、私たちが予想していたよりも保険給付費の伸びが縮減したことが挙げられます。

ただ、依然として、本市の国民健康保険におきましては、長引く経済不況に伴う国保加入者の所得の減少や少子化の進行に伴う被保険者の若年層の減少などにより被保険者の税負担能力が低下する一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などを要因とした医療費の増大により、財政運営は大変厳しいものとなっております。

そのようなことから、医療費の適正化あるいは生活習慣病の予防、特に特定健診につきましては、未受診者への直接的な働きかけやさまざまな周知広報などを実施いたしております。

その成果もあり、今年度の受診率は前年度を0.4ポイント上回る33.2%となっております。

さらなる受診率を目指して、先進自治体の状況等を参考にしながら、引き続き受診率向上に向けて努力してまいりたいと思っております。

そのほかにも、ジェネリック医薬品の推奨や人工透析などの重症化予防のための保健指導を徹底しているところであります。

一方、国民健康保険税の収納率につきましても、経済不況が続く中、関係課の努力により現年度課税分については前年度の収納率を0.6ポイントほど上回った93.2%となり、滞納繰越分についても前年度の収納率を0.5ポイント上回っております。

今後も安定的な税収の確保に向けて関係課と一緒に努力していかねばならないと考えております。

なお、国民健康保険の運営につきましては、現在の市町村単位では非常に厳しい状況がありますので、今般、国のほうでは国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、都道府県調整交付金の割合の引き上げや財政運営の都道府県単位化の推進が盛り込まれているところでございます。

また、消費税引き上げに伴う国保運営への2

200億円の公費投入が計画されており、引き続き国の動きに注視してまいりたいと思っております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましては、決算書の40ページをお開きいただきたいと思います。

歳入が、下の段になりますけれども、歳入で15億6501万円、次に、42ページになりますけれども、歳出が15億3951万円となり、歳入歳出とも前年度比で1.6ポイントのプラスとなっております。

この後期高齢者医療は、熊本県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、主に75歳以上の被保険者数の増加に伴いまして医療費も増加傾向にあり、本市が広域連合に納める納付金につきましても増加の一途をたどっているところであります。

なお、予定されておりました高齢者医療制度改革は国会への法案提出が見送られ、今後は社会保障制度改革国民会議の中で検討するとされておりますことから、引き続き国の動きに注目してまいりたいと思っております。

続きまして介護保険特別会計につきましても総括をさせていただきます。

決算書の59ページになります。

歳入につきまして、一番下になりますが、収入済額122億3094万円となり、対前年度比2.7ポイントのプラス、一方、歳出でも、60ページになりますけれども、支出済額が122億396万円となり、2.8ポイントのプラスとなっております。

平成12年度の介護保険制度導入以来、本市におきましては、急速な高齢化の進展とともに要介護及び要支援認定者もふえ続け、対前年度比170名増の7751名となっております。とりわけ要介護1以下の軽度認定者の増加が顕著となっており、その結果、歳入では一般会計からの法定分の繰入金も前年度比2.8ポイン

トの増となっております。

歳出では、保険給付費が2.5ポイントの増となっております。このままで推移していきますと、介護保険給付費も2年後の平成26年度には130億円を超えることが予想されます。

これらのことから、今年度からの介護保険料を引き上げざるを得なくなりましたことは御承知のとおりであります。

今後とも、要介護・要支援認定者は増加の一端をたどると予想される中、要介護状態に陥らないよう、高齢者みずからが気軽に取り組むことのできる介護予防や生きがいがづくり、あるいは若いときからの健康づくりの推進に力を入れていかなければならないと考えております。

一方では、要介護状態となっても住みなれた地域で可能な限り自立した生活が送れるよう、適正な介護給付サービスの提供に努めてまいるとともに、さらなるサービスの質の確保に向けて事業者等への周知啓発を行ってまいりたいと思っております。

次に、診療所特別会計の総括をさせていただきます。

本市が所管する診療所は、泉校区の下岳地区にあります下岳診療所、同じく五家荘地区にあります椎原診療所、そして、同じく柿迫地区にあります泉歯科診療所の3診療所であります。

下岳診療所は、委託先の民間の診療所から医師に来ていただいて、毎週火曜日と金曜日に診察していただいております。

また、泉歯科診療所は、毎週土曜日に民間の歯科診療所から歯科医師に来ていただいております。

椎原診療所につきましては、県から自治医科大出身の医師を派遣していただき、常駐の上、五家荘地域住民の医療をお願いしております。

決算書でいきますと185ページになりますけれども、185ページ、186ページ、187ページになります。

平成23年度は、歳入歳出とも対前年度比で1.3ポイントの増となっておりますものの、診療所の事業収入では1.8ポイントのマイナスとなっております。

その一方で、一般会計からの繰入金是对前年度比で2.1ポイントのマイナスとなっておりますが、これは、昨年度、オゾン水内視鏡殺菌機や電気治療器の医療機器を購入した際の診療所の事業債が大きな要因であります。

なお、地方における医師不足が懸念されておりますけれども、泉地区は過疎化が進むとともに高齢化の進行も著しいものがあります。

そのような中で、椎原診療所につきましては、五家荘という地域性に鑑み、地域住民の適正な医療を確保するためにも引き続き医師の常駐を働きかけてまいりたいと思っております。

以上、健康福祉部が所管します特別会計決算の総括とさせていただきます。

続きまして国保ねんきん課小林課長より決算の内容について説明させていただきますので、よろしく御審議お願いいたします。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の小林でございます。

失礼して、座って説明させていただきたいと思っております。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） それでは、議案第100号・平成23年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

それでは、まず特別会計歳入歳出決算書の10ページ、11ページをお開きください。

なお、説明は1000円単位で申し上げます。

す。

11ページの最後の行、左側でございますが、収入済額が178億7305万4000円で、予算現額に対する割合は98.52%、調定額に対する割合は93.06%となっております。

続きまして12、13ページをお開きください。

12ページの最後の行、歳出合計でございます。支出済額が177億302万3000円で、予算執行率は97.59%となっております。

それでは次に、内容についての説明ですが、歳入につきましては八代市特別会計歳入歳出決算書で、歳出につきましては平成23年度における主要な施策の成果に関する調書にて御説明いたします。

まずは、歳出から説明いたします。

主要な施策の成果に関する調書の95ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の主な事業でございます。

まず初めに、総務関係費といたしまして、1項目めの納税奨励費、決算額2716万円は、国民健康保険税等の納税相談及び収納業務を円滑に推進することを目的とした事業として、この業務に当たる納税相談員14名分の人件費でございます。

なお、財源といたしましては、一般会計繰入金2522万円が主なものでございます。

次に、2項目めの国民健康保険運営協議会費の決算額17万3000円は、国民健康保険法に規定されております国保事業の運営に関する重要事項を御審議いただく国民健康保険運営協議会に係る委員報酬などでございます。委員は14名で、協議会を年2回開催いたしております。

次の3項目めは、国民健康保険の主要事業で

ある保険給付費関係でございます。

国民健康保険保険給付費の決算額119億387万9000円は、国保会計の根幹となる療養給付費ほか各種の保険給付でございます。

事業の概要欄に内訳として5点挙げております。

事業の概要欄の1点目、療養諸費は104億5598万2000円を支出いたしております。これは、医療費の総額から被保険者本人が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた額、つまり、医療費の保険者負担分でございます。

次の2点目、高額療養費は13億5691万6000円を支出いたしております。これは、国保加入者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が、1月当たりの自己負担限度額を超えたとき、その差額を払い戻すものでございます。

そのほか高額介護合算療養費に64万9000円、出産育児諸費201件に8409万2000円、葬祭諸費208件に624万円を支出いたしております。

なお、保険給付費に係る予算執行率は98.8%でございます。

平成23年度におきましては、退職被保険者療養給付費等が予想以上の伸びを見せたため予算を増額させていただきましたが、一般被保険者から退職被保険者への遡及振替等につきましてはさらに予算が不足いたしましたので、7746万2000円を流用させていただいたところでもございます。

また、特定財源といたしましては、国県支出金49億579万8000円、一般会計繰入金7億6243万5000円でございます。

最近の八代市国保に関する医療費総額の動向につきましては、平成23年度では前年の22年度との比較で0.6%の伸びにとどまっておりますが、ここ3年の動きを見ますと、平成20年度136億円だったものが平成23

年度は143億円となりまして、約5%伸びております。

一方、被保険者数は徐々に減少しておりました、平成20年度4万4349人だったものが平成23年度は4万2670人となり、約4%減少しております。

これによりまして、1人当たりの医療費は、平成20年度約30万8000円から平成23年度約33万6000円で、約9%も伸びております。

今後、60歳から65歳のいわゆる団塊の世代の方々が社会保険から国保へ加入されるなど、高齢者の加入率が急速に高まることによる医療費の増加が予見されますので、引き続き国保財政は予断を許さない状態にあると考えております。

次に、4項目めの後期高齢者支援金の決算額19億294万1000円は、後期高齢者医療制度に対する国保保険者負担分でございます。

事業の概要欄の後期高齢者支援金19億275万1000円は、国保被保険者数等に応じて負担する支援金本体、後期高齢者関係事務拠出金19万円は、それに係る事務費分として社会保険診療報酬支払基金に支払ったものでございます。

なお、特定財源といたしましては、国県支出金9億1297万5000円、一般会計繰入金8993万1000円でございます。

次の5項目め、前期高齢者納付金の決算額564万6000円は、前期高齢者医療費に対する国保保険者負担分でございます。

事業の概要欄、前期高齢者納付金546万円と前期高齢者関係事務拠出金18万6000円を社会保険診療報酬支払基金に支払ったものでございます。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、制度上発生する医療保険者制度間の財政的な不均衡を調整するために、平成20年4月の医療制度改革によっ

て新設されたものでございます。

次に、6項目めの老人保健拠出金の決算額272万6000円は、老人保健医療費の精算に係る保険者としての負担分でございます。

事業の概要欄、老人保健医療費拠出金260万3000円と老人保健事務費拠出金12万3000円は、老人保健医療の精算に係る拠出といたしまして社会保険診療報酬支払基金に支払ったものでございます。

なお、特定財源といたしましては、国県支出金74万5000円でございます。

次に、7項目め、介護納付金の決算額8億9438万7000円は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者分の納付金でございます。

特定財源といたしましては、国県支出金3億4638万円、一般会計繰入金4370万5000円でございます。

次に、8項目め、共同事業拠出金の決算額24億6443万5000円は、県内市町村の負担調整や共同で行う事業に対する拠出金でございます。

内訳といたしまして、事業の概要欄の1点目、高額医療費共同事業医療費拠出金は3億6587万2000円を支出いたしております。これは、レセプト1件当たり80万円以上の高額な医療費について、小規模保険者の運営基盤の安定化等を図るため、都道府県単位で費用負担を調整するものとして国保連合会が実施している再保険事業の拠出金でございます。

次の2点目、保険財政共同安定化事業拠出金は20億9778万8000円を支出いたしております。これは、都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円以上の医療費の負担を調整するものとして国保連合会が実施している事業への拠出金でございます。

次の3点目、広報共同事業費拠出金77万1

000円と4点目の退職者医療共同事業拠出金4000円は、県内市町村が共同で行う広報事業や退職者医療に関して国保連合会が実施している共同事業に対する支出でございます。

なお、特定財源といたしましては、国県支出金1億8398万円、一般会計繰入金4000円でございます。

次の96ページをお願いいたします。

このページに掲げる事業は、国保事業の健全運営を図るため、医療費適正化策として実施しております保健事業費関係でございます。

1項目め、医療費適正化推進事業の決算額は702万9000円でございます。

内訳としまして、事業の概要欄に掲げました診療報酬明細書点検整理等業務委託359万6000円は、通常のレセプト点検に加え、充実強化策として歯科点検や単月点検などを業務委託したもので、歯科レセプト点検で2万9639件、単月レセプト点検で60万483件、レセプト配列・整理等で33万7379件について実施いたしました。

次のジェネリック医薬品希望カード作成等は19万9000円を支出いたしました。

その次の平成23年度新規の生活習慣病レセプト補記作業等委託265万1000円は、特定健診等実施計画を平成24年度に見直すに当たり、データを収集するために業務委託したものでございます。

最後、特定健診だより等は58万3000円を支出いたしております。

なお、特定財源は国県支出金86万3000円でございます。

続きまして2項目め、国保保健指導事業の決算額208万1000円は、医療機関の重複受診者や頻回受診者への相談業務を行う訪問保健師1名分の賃金などでございます。

実績といたしましては、重複受診者132名、頻回受診者34名の御家庭を訪問し、健康

相談をしながら適正受診をお願いしております。

続きまして3項目め、疾病予防費の決算額は4544万9000円でございます。

その内訳といたしまして、事業の概要欄の1点目、健康優良家庭表彰記念品代446万6000円は、1年間医療機関を受診されず、健康に過ごされた741世帯に対する記念品代でございます。

2点目、はりきゅうマッサージ等助成金1031万9000円は、はり・きゅう等の施術を受けられた方への助成金1万319件分でございます。

なお、助成の内容は、お1人当たり年15回を限度として、1回1000円でございます。

3点目、脳ドック助成金684万円は、脳ドックの費用をお1人当たり一律1万5000円助成した456件分でございます。

4点目、医療費通知郵便料345万円は、御家庭へ医療費のお知らせを行う医療費通知6万9434件分の郵送料でございます。

5点目、共同電算処理業務委託1912万5000円は、レセプトの疾病分類、統計作成、審査支払いなどの電算処理に係る国保連合会への業務委託料でございます。

6点目、国保だより等124万9000円は、年3回発行しました国保だよりの印刷製本費などでございます。

なお、特定財源は国県支出金558万2000円でございます。

次の4項目め、特定健診事業の決算額は7551万2000円でございます。これは、40歳から74歳までの国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行うための八代市医師会等への業務委託料6986万7000円並びにこれらに係る事務費等564万5000円でございます。

特定健診受診者数といたしましては、集団健

診で7396件、個別健診で2418件、合わせて9814件でした。

特定健診の受診率といたしましては、平成22年度32.8%から平成23年度は33.2%となり、0.4%の向上となっております。

なお、特定財源は国県支出金4143万7000円でございます。

最後の特定保健指導事業の決算額547万3000円は、特定健康診査の結果により生活習慣の改善を行う必要のある方への特定保健指導に要した費用でございます。

その内訳といたしましては、動機づけ支援、継続支援教室などの特定保健指導を行うための業務委託332万7000円並びに通知等の郵送料など事務費等に214万6000円を支出いたしております。

実施件数といたしましては793件でございます。

なお、特定財源は国県支出金535万3000円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入の説明をいたしたいと思えます。歳入につきましては、八代市特別会計歳入歳出決算書に基づきまして説明申し上げます。

決算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

金額につきましては、右ページの、右から4列目の収入済額で申し上げます。

第1款・国民健康保険税は34億9290万9000円でございます。

項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税の収入済額は32億5336万4000円でございます。節1から3までは現年課税分、節4から6までは滞納繰越分でございます。

一般被保険者に係る収納率につきましては、還付未済分を除きまして、現年分92.81%、滞納分は12.26%となっております。

目2・退職被保険者等国民健康保険税の収入済額は2億3954万4000円でございます。目1と同様に、節1から3までは現年課税分、節4から6までは滞納繰越分でございます。

退職被保険者に係る収納率につきましては、現年分97.15%、滞納分は13.75%となっております。

なお、一般と退職を合わせた現年課税分の収納率は、還付未済分を除きまして93.10%で、平成22年度の92.58%から0.52%向上しております。

次の18、19ページをお願いします。

第2款・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料359万1000円でございます。これは、滞納世帯への督促状送付の手数料収入でございます。

第3款・国庫支出金は57億2405万3000円でございます。

項1・国庫負担金、目1・療養給付費等負担金、節1・現年度分は37億5664万9000円でございます。これは、一般被保険者の療養給付費等負担金や老人保健医療費拠出金などの費用の34%が国から概算で交付されたものでございます。

目2・高額医療費共同事業負担金は9199万円でございます。これは、高額医療費共同事業医療費拠出金に係る国の負担金でございます。負担割合は、対象となる拠出金の4分の1となっております。

目3・特定健康診査等負担金は2339万5000円でございます。これは、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担金で、ともに負担割合は、対象経費の3分の1となっております。

項2・国庫補助金は18億5201万9000円でございます。

目1・財政調整交付金は18億4716万4

０００円で、節１・普通調整交付金１４億９７２５万１０００円と節２・特別調整交付金３億４９９１万３０００円となっております。

普通調整交付金は、各市町村保険者の財政力の不均衡を調整するために、また、特別調整交付金は、各市町村保険者の特別事情や特別な事業の実施に対して国から交付されるものでございます。

目２・国民健康保険出産育児一時金補助金２３６万円は、平成２１年１０月の制度改正により出産育児一時金が４万円引き上げられましたことから、平成２３年度は引き上げ額の４分の１の補助となっております。

目３・療養給付費等補助金、節２・災害臨時特例補助金１万１０００円は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、療養給付に係る一部負担金の支払いを免除した総額の１０分の８の補助でございます。

目４・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金２４８万４０００円は、７０歳から７４歳までの被保険者の一部負担割合が２割とされているところ、これを１割とする特例措置に伴い、高齢受給者証の再交付に要した費用に対する概算補助でございます。

続いて第４款・療養給付費等交付金ですが、次の２０ページから２１ページをお願いいたします。

項１・療養給付費等交付金７億５２５６万５０００円は、退職者療養給付費等負担分でございます。これは、退職被保険者の医療費に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

第５款・前期高齢者交付金は３０億１３７６万２０００円でございます。これは、歳出で説明いたしました保険給付費のうち、６５歳から７４歳までの被保険者の医療費について、制度上発生する医療保険制度間の財政的な不均衡を

調整するための交付金でございます。

第６款・県支出金は８億５８７１万１０００円でございます。

項１・県負担金、目１・高額医療費共同事業負担金は、節１・現年度分９１９９万円でございます。これは国庫負担金と同様、県の負担分で、負担割合は４分の１となっております。

目２・特定健康診査等負担金は、節１・現年度分２３３９万５０００円でございます。これも国庫負担金と同様、県の負担分でございます。特定健診事業、特定保健指導事業ともに負担割合は３分の１となっております。

項２・県補助金、目１・県調整交付金は７億４３３２万６０００円でございます。

内訳は、節１・普通調整交付金６億５２６０万４０００円、節２・特別調整交付金９０７２万２０００円となっております。

普通調整交付金は、県内各市町村国保の財政を調整するために、特別調整交付金は、収納率向上の場合や医療費適正化対策を行った場合、保健事業を行った場合等に県から交付されるものでございます。

第７款・共同事業交付金は２５億４１２９万１０００円でございます。

項１・共同事業交付金、目１・高額医療費共同事業交付金３億７４４５万８０００円と目２・保険財政共同安定化事業交付金２１億６６８３万３０００円は、共同事業の対象となった医療費の財源として国保連合会から交付されたものでございます。交付割合は、いずれも１００分の５９となっております。

第８款・財産収入、項１・財産運用収入、目１・利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金の預金利子４４３万５０００円でございます。

続きまして２２、２３ページをお願いいたします。

第９款・繰入金は、項１・一般会計繰入金１

1億5345万8000円でございます。これは全て法定繰入分、いわゆるルール分でございます。市負担分につきましては、普通交付税に算入されているものでございます。

内訳といたしまして、まず、節1・職員給与等繰入金2億284万1000円は、国保事業に要する人件費20名分や納税相談員14名への報酬などに要する費用に対するものでございます。

節2・出産育児繰入金5454万6000円は、出産育児一時金の決算額のうち、国庫補助分を控除した対象額の3分の2に相当するものでございます。

節3・保険基盤安定繰入金6億7446万3000円は、一般被保険者の低所得世帯に係る保険税軽減によって生ずる財源不足に対するものでございます。

節4・財政安定化支援事業繰入金2億2160万7000円は、病床数が多いなど、地域の特性による国保財政の負担の増加に対する支援分でございます。

項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、国保税収の増加、国の療養給付費等負担金の増収などにより収支がとれましたことから、基金繰入れは行っておりません。

第10款・繰越金は、前年度決算の剰余金2億8329万7000円でございます。

第11款・諸収入は4497万6000円でございます。

項1・延滞金加算金及び過料、目1・一般被保険者延滞金1328万9000円は、保険税の滞納に対する延滞金でございます。

目2・退職被保険者等延滞金はございません。

項2・市預金利子は861円でございます。

項3・雑入は3168万6000円でございますが、その内訳は、目1・一般被保険者第三

者納付金2986万2000円、目2・退職被保険者等第三者納付金4万7000円でございます。これは、国保加入者が交通事故等、第三者行為の被害者となった場合に、治療のため一時的に保険を使用した分を過失割合等に応じて加害者に請求し、徴収したものでございます。

次の24、25ページをお願いいたします。

目3・一般被保険者返納金は124万円でございます。これは、一般被保険者が社会保険の資格を取得した後に、八代市国保の保険証を提示し医療機関を受診したため、その保険給付費を返納いただいたものが主な内容でございます。

目4・退職被保険者等返納金はございません。

目5・雑入2万3000円は、臨時職員雇用保険料の自己負担分などでございます。

目6・特例措置療養費一部負担金は48万2000円でございます。これは、平成20年4月1日から70歳以上74歳未満の被保険者の負担割合が2割とされましたが、特例措置によりまして平成25年3月31日までは1割に据え置かれております。その差の1割分を国が負担するものでございます。

目9・はりきゅうマッサージ等助成金返納金は2万9000円でございます。

以上、歳入の合計は178億7305万4000円でございます。

最後に、36ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額178億7305万4000円、歳出総額177億302万3000円、歳入歳出差引額1億7003万1000円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の1億7003万1000円でございます。

なお、繰越金等を控除した単年度収支で見ま

すと、およそ1億1000万円の赤字となります。

ただし、これは前年度の単年度収支2億4000万円の赤字を下回っておりますので、若干改善したところでもございます。

平成23年度の国保財政の全般的な状況といたしましては、収納率向上などによる国保税収の上げどまり、保険給付費の増加割合が縮小したことなどによりまして、国保財政の安定運営が維持できたものと考えております。

しかしながら、国保を取り巻く環境といたしましては、依然として厳しい状況が引き続いておりますので、今後とも予断を許すことなく、本市国保財政の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で議案第100号・平成23年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、ただいまの説明について質疑を行います。質疑、ありませんか。

はい、松永委員。

○委員（松永純一君） はい。今、国保の会計の説明がありましたけれども、この会計に携わるですね、特に幹部の皆さん方は、その年度の会計がどうなるのかというのは、非常にやはり細心の注意を払っておられるところだろうと思います。

その中で、1億7000万の実質収支はありましたものの、今、最後に説明がありましたように、単年度の実質収支はですね、マイナス、1億1000万の赤字と。改善されておりますけれども、そういう状況ですので、引き続きですね、医療費の適正化とか、そういったことについては十分取り組んでいただかなければならないというふうに思っております。

そういう中ですね、ちょっと2点ほどお尋ねをしたいのですが、退職者のですね、療養給付費が7700万補正をしたにもかかわらず6130万ぐらい流用しておられます。

で、ずっと以前からこの退職者医療費というのは低い傾向にあったんですよね。一般に比べますと。

ただ、その原因を考えてみますと、つまり、我々のような団塊の世代が退職するというようなことで、退職者の絶対数がふえてきたことによって医療費が伸びただろうというふうに思いますけれども、そのほかに、我々のような退職者が現役時代に、余りに飲み過ぎて糖尿病が多いとか、あるいは肝臓疾患が多いとか、何かそういうものの分析は、保健師さんとかしておられますか。

また、それに対して、どういうふうにしたらこの退職者の医療費が減らせるかというようなことは、少しは分析とかしておられますか。もし、おられたら、教えていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。ただいまの御質問で、退職者医療に関する医療費の分析ですけれども、はつらつ健康課のほうでは、特に分析等は行っていない状況です。

○委員長（中村和美君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） はい、済みません。

絶対数がですね、ふえたことによってふえるということだろうというふうに思います。

で、そういう中で、特定健診を実施されておりますが、これは後期高齢者医療制度が導入されたときに、それぞれの保険者に特定健診が義務づけられたというふうに記憶しております。

で、今、33.2%。たしか5年間で65%に持っていけないと、後期高齢者医療制度の支

援金を、ペナルティーをかけますというようなのがですね、前政権ではあったんですよね。

で、今の政権は、どっちかという、後期高齢者医療制度を廃止すると。これは、税と社会保障の一体改革の中で、消費税を上げるために廃案になったわけですが、先ほどから説明があったとおりです。

で、最近も、今も、やっぱり65に持っていかなければ、ペナルティーを科しますよという国あたりの通知といいますか、そういうのはありますか。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。今、委員さんおっしゃいましたとおり、以前はそういうようなペナルティーがございましたが、最近、最近という高齢者医療確保に基づく後期高齢者支援金の加算・減算措置ということですが、特定保健指導をほとんど取り組んでいない保険者に限定されて加算を支援金の0.2%される予定ということで聞いております。

また、減算の対象となりますのは、特定健診、保健指導の2つの目標を達成した保険者となるということです。

ちなみに、県内では、特定健診の目標を達成した市町村ですが、五木村1カ所でございます。

また、両方目標を達成した保険者は、県内にはございません。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） はい。特定健診のですね、受診率を上げるというのは、これもですね、非常に難しいことです。ですから、なかなか65%という数字は夢のような数字だろうと思います。

しかし、やはり医療費の適正化、あるいは、私、ちょっと思っているのはですね、政権がまたかわったら、そういうのが強化されるんじゃないかなというふうに思います。

で、この受診率が高いところもあるんですよね。既に5割以上のところもあります。

で、八代の場合を考えてみますと、中山間地以上はですね、結構高いと思います。5割以上いっていると思います。低いのは、いわゆる市街地というかですね。

ですから、ここを上げるためにどうするか考えられておられると思いますが、私はですね、私も対象者ですから、医療機関で特定健診を受けたんですけども、非常にですね、スムーズにというか、簡単にというかですね、思ったよりも非常に簡単に医療機関健診が受けられるんですよ。

ですから、やはり平たん地のほうは、やはりいかに医療機関による健診を進めていくか、それでですね、私はかなり違うというふうに私自身はそう思っておりますので、今後どうか、ペナルティーの問題がどうなるかわかりませんが、一生懸命にですね、これは取り組む必要があるだろうと、医療費の適正化のためにもそういうふうに思いますので、そういうふうに取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です、委員長。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。本市でも、ジェネリック医薬品の推進をここ二、三年ぐらいされているようですが、このジェネリックを使うようになってから、どれぐらいジェネリック医薬品を使うようになってきたのかわかりませんが、それにおいて、従来と医薬品の額

の縮減というか、そういうものはわかりますか。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。ジェネリック医薬品の利用促進についての取り組みでございますけれども、ここ数年は、私どもとしましても、促進していただくために、希望カードの配付ですとか、24年度、ことしに入りましてジェネリック医薬品の差額通知をですね、初めて取り組みとして発送したところでございますけれども、この効果の額の測定につきましては、国保連合会が持っているデータをもとに、この電算処理のもとで行われるということで、これができるのが、私ども今現在聞いていますところで25年度に入ってからということで、今回発送しました方々がどういうふうにジェネリック医薬品に移行していただいたか、そして、その額がですね、どの程度効果があらわれたというのは、今現在ではちょっとわからないといったところでございます。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい、わかりました。

じゃあ、25年に入ってからもう一度質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 1つだけ。

○委員長（中村和美君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。非常に仕事を頑張っておられることは十分に理解できました。

17ページのですね、決算書の17ページの収入未済額の中で、非常に未済額が多いなというふうにちょっと思いましたので、これについ

て、今どのような、この未済額に対して、また再度周知をしながら、できるだけこの未済額を解消しようかという方法をとっておられるかをお聞きしたいと思います。

○納税課長（松本秀美君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、松本納税課課長。

○納税課長（松本秀美君） はい。未済額のほうにつきましては、現年度分が2億4787万8000円で、滞納繰越分が9億余りあります。合わせまして、11億4900万というのが収入未済額でございますが、実際のところ、私どもがやっておりますところは、基本的に、納付能力のある方からはきちんといただくと。そして、納付能力のない方については、早目に滞納処分の執行停止をかけるというふうな形で進めております。

現在、現年度分を完納できない方というのは大体3200世帯余りあります。大体パーセントにいたしますと、16%前後でございます。

その16%前後の方の中で、資格者証という形でいらっしゃるところが全体の大体1%を超えております。これは、保険証はありますが、窓口で100%の診察料なりを払うという方でございます。

ほかに、例えば収監されてる方とか行方不明の方とか、居所不明という形でございますが、こういう方も含めると、少なくとも2%以上はいらっしゃるんじゃないかと思っております。

そういう中で、分母は100%でございますが、実質的なその上の分子が本当は98%以下じゃないかと思っております。

そういう中で93%でございますから、過去において、20、21年度というのは91.5%をクリアできずに、八代市が入っているカテゴリーの中では、基準が91.5%でございますから、ペナルティーを与えられるというふうな状況でございました。

そういう中で、先進地といいますか、収納率上位のところの他市の状況等を参考にさせていただきながらですね、あと自治大学の教授の方にも20年度と23年度については指導を承りまして、何をなすべきかというような形で取り組んでおるところでございます。

何とか今の収納率というのは、県内の14市の中では、天草と宇土市、そして水俣市ですか、その次の4位でございます。どの市についても、なるだけ情報交換をしながら、収納率を上げることについてはひたむきに取り組んでらっしゃるんですが、八代市としても、たしか8位、7位、4位、4位という形で何とか数字を上げてきております。

今後も、なるだけ早くですね、滞納整理という形で預貯金の調査とか、あと御本人の給与の調査、年金額の調査等をやっております、早目、早目にですね、なるだけ延滞金等もつかないうちに滞納整理を進めているというふうな形で取り組んでおります。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい。よろしいですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（中村和美君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 非常に努力しておられることがわかりましたけれども、やっぱりですね、一番大事なことは、支払い能力があるのに払っていない方というのはやっぱり問題じゃないかなと思うとですよ。もちろん払えない方がおられますので、その方をずっと追い込んでとるということを私言いたいわけではないんですけども、やっぱりですね、とれるところというのはですね、実際あるわけですし、人間というのは非常に甘えがあって、あそこがあるから私はという、非常に自分勝手な理屈をつけて払わない方がおられる。

しかし、大方の方がこの国保の法律に従って

払っておられるという事実があるわけなんですので、そういった意味では、平等という中での不平等というのがあってもいい、あるいは不平等の中での平等というのをしっかり追求していく必要があるかなというふうに考えます。

今の滞納者の方の中には、確かに政治的な要因や、あるいは地域の要因によって失業者になって、前年度の所得に合わせてその金額が決まるわけですので、どうしても払えないという方が出てこられます。その方の場合については、またそれなりの対策をとらぬばいかぬというのが政治じゃなかろうかと思いますので、本当におつらい仕事ではあると思いますけれども、やはりどうしても払っていただかなきゃならないし、また払われる方というのはおられるわけですので、そのところは十分に吟味されながら、今後の指導をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。実はですね、国保関係についてもそうですが、はつらつ健康についてもそうですが、私がちょっと覚えてるんでは、三、四年前かわかりませんが、校区の婦人会の総会とかですね、あるいは婦人会の会合とか、そういうのに出かけられてですね、国保の現状とかいろいろ、あるいははつらつ健康の保健師さんのほうからの話とかですね、機会を捉えて出かけていただいているというふうに非常に感謝をしてるんですけど、やっぱりいろんな校区の会合とかなんかありましてですね、どちらかといいますと、例えば市政協力員の会合なんかもあるんですけど、私も含めて、どうも男性のほうは健康管理にはですね、やっぱり女性に比べたらですね、薄いんじゃないか

と私は思ってるわけです。

そういうことからしますとですね、今後もより一層女性の方の婦人会の総会とか集会とかですね、できるだけ、——皆さん方は忙しいというのはよくわかります。けども、できるだけ地域にも出かけていっていただいでですね、国保の現状なり、あるいは特定健診の必要性とかですね、そこいらについてもですね、もっともっと現場に出かけて行ってPRをしてですね、そして医療費の適正化に持っていくといひますか、そういうのが必要だと思ひんですが。

最近はどうでしょうか。国保とか、あるいはははつらつ健康で、市のほうに、各校区に出かけられている実情という、どういふものでしょうか、ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） ただいま委員さんおっしゃっていただいたとおり、校区になるべく出向いたときには、健診の必要性とか、その校区の受診率の状況とかを紹介いたしまして、なるべくたくさんの方、受けていただくように御紹介しております。

今年度も、国保ですね、国保ねんきん課と一緒に健康づくり推進協議会の総会等に出向かせていただきまして、医療費の現状または特定健診の必要性について、1時間程度ですけれども、お話をさせてもらっております。

なるべくそういう機会にはたくさん出向いていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。確かにですね、日常の業務が忙しい中で大変だと思いますけれども、やっぱり、もちろんそういう会合にまた出席される方も限られはしますけどですね、で

きるだけ市民の皆さんに訴えていただいて、言ひなれば、市民の皆さんがみんなで努力することによって医療費の伸びというのもですね、右肩上がりを幾らかでも、今の伸び方をですね、少なくしていくといひますか、そういうことが、いわゆる市民の税金にもはね返ってくるというふうなことも含めながらですね、よりわかりやすくですね、説明していただいて、御苦労ですが、今後とも続けていたきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、矢本副委員長。

○委員（矢本善彦君） 95ページの納税奨励費の件ですが、これは21年度は15名で、22年度は14名、これは法定数があるんですかね。

○委員長（中村和美君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。これは法定ではございません。八代市独自ですね。（委員矢本善彦君「独自」と呼ぶ）ええ、はい。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、矢本副委員長。

○委員（矢本善彦君） それでは、納税相談員の方ですね、収納実績を聞かせてください。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） 小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） 3年程度でよろしいでしょうか。（委員矢本善彦君「はい」と呼ぶ）はい。ええ。

国保税、市税、合計いたしまして、平成21

年度でおよそ３億９０００万円、平成２２年度で３億６２００万円、平成２３年度でおよそ３億４８００万円となっております。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、矢本副委員長。

○委員（矢本善彦君） なかなかですね、もう徴収というのは本当に大変だと思いますけども、だんだん何か徴収がちょっと減っているような感じがしますので、努力していただいでですね、頑張ってくださいよう要望しておきます。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければですね、以上で議案第１００号・平成２３年度八代市国民健康保険特別会計決算についての質疑を終わります。

◎議案第１０１号・平成２３年度八代市後期高齢者医療特別会計決算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第１０１号・平成２３年度八代市後期高齢者医療特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） 小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい。引き続きよろしく願いいたします。

失礼して座らせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） それでは、議案第１０１号・平成２３年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、特別会計歳入歳出決算書の４０ページ

及び４１ページをお願いいたします。

なお、説明は１０００円単位で申し上げます。

歳入でございます。

４１ページの一番左側の列、収入済額の一番下の行をごらんください。

収入済額の合計は１５億６５０１万３０００円で、予算現額１６億３２１２万８０００円に対する割合は９５．９％、調定額１５億７９２３万７０００円に対する割合は９９．１％となっております。

次に、４２、４３ページをお願いいたします。

歳出でございます。

４２ページの一番下の行でございますが、予算現額１６億３２１２万８０００円に対しまして、支出済額は１５億３９５１万７０００円で、予算執行率は９４．３％となっております。

それでは、内容についての説明ですが、歳入につきましては歳入歳出決算書、歳出につきましては２３年度における主要な施策の成果に関する調書にて御説明を申し上げます。

なお、御承知のとおり、熊本県におけます後期高齢者医療制度につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営を行っております。各市町村におきましては、関係業務のうち、主に窓口受付業務、保険料の賦課徴収業務、保健事業に関する業務を行うこととなっております。

それでは、主要な施策の成果に関する調書の９７ページをお願いいたします。

表の右側、歳出決算額の欄をごらんください。

科目１・総務費は７１３１万円でございます。そのうち（１）一般管理費６２１０万５０００円は、職員８名分の人件費や保険証の交付にかかった費用等でございます。

次の（２）の徴収費 9 2 0 万 5 0 0 0 円は、保険料の決定通知書や納付書の作成、送付といった保険料の賦課や収納に係る業務にかかった費用でございます。

次の科目 2・後期高齢者医療広域連合納付金と科目の 3・保健事業費につきましては、次の 9 8 ページをお願いいたします。

科目 2・後期高齢者医療広域連合納付金は 1 4 億 5 0 7 0 万 9 0 0 0 円を支出いたしております。

事業の概要欄ですが、まず、被保険者保険料納付金といたしまして 1 0 億 3 0 8 4 万 2 0 0 0 円を支出いたしております。これは、被保険者から徴収した保険料を一旦後期高齢者医療特別会計の歳入で受け入れ、広域連合へ支出したものでございます。

また、その下、保険基盤安定分担金では 4 億 1 9 8 6 万 7 0 0 0 円を支出いたしております。これは、低所得者に係る保険料の均等割額を軽減することによる財源不足を補うもので、県負担分 4 分の 3 を一旦一般会計に受け入れ、市の負担分 4 分の 1 と合わせて後期高齢者医療特別会計に繰り入れた後に広域連合へ支出したものでございます。

次に、科目 3・保健事業費につきましては、2 段目の健康保持増進事業費といたしまして 1 5 8 0 万 3 0 0 0 円を支出いたしております。

事業の概要欄をお願いいたします。

まず、後期高齢者健康診査業務委託といたしまして 6 8 6 万 8 0 0 0 円を支出いたしております。これは、後期高齢者の疾病の重症化や合併症の発症を予防し、寝たきりにならないよう、生活の質の維持及び向上を図ることなどを目的として、年度内に 1 回 8 0 0 円の自己負担をいただき実施しているものでございます。健診にかかった費用及びデータ管理手数料を支出いたしております。

なお、この費用につきましては事務費と合わ

せ全額が広域連合から負担されております。

また、はり・きゅう等施設利用助成金につきましては、国民健康保険と同様、はり・きゅう等の施術を受けられる高齢者の方へ、1 回 1 0 0 0 円、年度内 1 5 回まで助成するものでございます。

市指定の施術所に対し 8 6 8 万 5 0 0 0 円を支出いたしております。財源といたしましては、一般会計からの繰入金となっております。

では、戻りまして、9 7 ページをお願いいたします。

次の科目の 4 です。諸支出金では 1 6 9 万 6 0 0 0 円を支出いたしております。

（１）保険料還付金 1 6 9 万 6 0 0 0 円は、過誤納付に係る過年度分の保険料を還付したものでございます。

（２）還付加算金はございません。

最後に、科目の 5・予備費につきましては、支出はございません。

合計の欄、歳出総額が 1 5 億 3 9 5 1 万 8 0 0 0 円となっております。

以上で歳出の説明を終わりまして、引き続きまして歳入の説明をいたします。

特別会計歳入歳出決算書の 4 6、4 7 ページをお願いいたします。

金額につきましては、4 7 ページの右から 4 列目の収入済額をごらんください。

第 1 款・後期高齢者医療保険料の収入済額は 1 0 億 3 0 7 5 万 2 0 0 0 円でございます。

項 1・後期高齢者医療保険料、目 1・特別徴収保険料の収入済額は 7 億 2 6 5 2 万 4 0 0 0 円でございます。これは、後期高齢者医療の保険料を年金から差し引きにより収入した分でございます。

その下、目 2・普通徴収保険料、節 1・現年度分の収入済額は 2 億 9 9 2 8 万 3 0 0 0 円でございます。これは、保険料を窓口や口座振替により収納した分でございます。

節２・滞納繰越分４９４万５０００円につきましては、前年度から繰り越しました保険料未納分における収納済額でございます。

次に、第２款・使用料及び手数料でございます。

項１・手数料、目１・督促手数料は２４万９０００円でございます。これは、未納者に対して督促状を送付し、保険料とあわせて徴収した手数料収入でございます。

第３款・繰入金は４億９６７７万６０００円でございます。

項１・一般会計繰入金、目１・事務費繰入金は７６９０万９０００円でございます。これは、広域連合出向者２名を含みます職員８名分の人件費や各業務に必要な事務経費分でございます。

目２・保険基盤安定繰入金は４億１９８６万７０００円でございます。これは、先ほど歳出で説明いたしましたとおり、低所得者等に係る保険料の軽減により不足する財源を補うものとして広域連合に負担するため、一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして第４款・繰越金でございます。収入済額は２５５８万５０００円でございます。この繰越金につきましては、出納閉鎖整理期間中に収納した前年度分の保険料につきまして、次年度に繰り越し、広域連合へ支出しているものでございます。

最後に、第５款・諸収入でございます。収入済額は１１６４万９０００円でございます。

項１・延滞金及び過料、目１・延滞金の収入はございません。

項２・償還金及び還付加算金、目１・保険料還付金は１６９万２０００円で、これは、過年度分の還付済額について広域連合に請求を行ったものでございます。

目２・還付加算金はございません。

項３・市預金利子、目１・預金利子は３４５

円でございます。

次の４８、４９ページをお願いいたします。

項４・受託事業収入、目１・後期高齢者医療広域連合受託事業収入は９９３万９０００円でございます。これは、当市で実施いたしました高齢者健診の費用及びデータ管理手数料や健診に係る人件費、通信運搬費等の事務費を広域連合が負担したものでございます。

次に、項５・雑入、目１・雑入は６０００円でございます。これは、臨時職員の雇用保険を一旦特別会計の中に受け入れたものでございます。

２・返納金は１万１０００円でございます。

４９ページの収入済額の一番下をごらんください。

歳入総額が１５億６５０１万３０００円となっております。

以上が歳入の説明でございます。

最後に、５４ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は１５億６５０１万４０００円、歳出総額は１５億３９５１万８０００円で、歳入歳出差引額は２５４９万６０００円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額の２５４９万６０００円でございます。

なお、先ほど、歳入予算の第４款・繰越金のところで説明いたしましたとおり、この歳入歳出差引額の２５４９万６０００円につきましては、平成２４年度に繰り越し、保険料納付金として広域連合へ支出いたしております。

以上で議案第１０１号・平成２３年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、ただいまの説明について質疑を行います。質疑、ありません

か。

○委員（田中 安君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、田中安委員。

○委員（田中 安君） 98ページのですね、健康保持増進事業というところで、受診者数912名、受診率4.3%というのは、お年寄りの皆さんが動ききらぬでから受けらさぬとかな。それとも、何か理由があつとですか。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。高齢者健診の受診率でございますけれども、対象者が2万1243名。（委員田中安君「2万1000」と呼ぶ）はい。平成23年度です。で、受診者が915名。で、受診率が4.3%でございました。

熊本県の平均が9.8%で、確かに八代市の場合は、後期高齢者の方のお受けになられる率が低いほうでございます。

ただいま御質問ありましたように、原因、受けられない理由というのは、特に調査等はしていないのが現状です。（委員田中安君「調査していない」と呼ぶ）よろしくお願いします。

○委員（田中 安君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中安委員。

○委員（田中 安君） わかりました。

県が9.8%で、市は4.3%と。5ポイント以上少ないですね。（「うん」と呼ぶ者あり）

やっぱりこれは原因を調査をして、受けていただくようにすべきじゃないかなと思うんですけど、その点、どう思いますか。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。

はい、済みません。

今調査をしてないってことですがけれども、今

後、——この健診というのの目的が、やはり生活習慣病の早期発見をしまして、適正に医療のほうにつなげて改善していただくということだと思います。これについても、若い人ももちろんですけども、高齢者の皆様への周知をやっていきたいとは思っています。

原因調査につきましては、今後、機会を捉えて、高齢者の皆様の御意見を聞く機会があればですね、お聞きしていきたいと思えます。

一般的に、未受診の方の理由を聞きますと、現在、生活習慣病で、高血圧なり糖尿病なりとか脂質異常等で治療中という方が非常に多いでございます。それで、後期高齢の方も、この治療中という理由での受けられない方が多いのではないかなというふうに一応予測はしているところでございます。

以上です。

○委員（田中 安君） はい、わかりました。しょうがないっちゃうことかな。（笑声）

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で議案第101号・平成23年度八代市後期高齢者医療特別会計決算についての質疑を終わります。

◎議案第102号・平成23年度八代市介護保険特別会計決算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第102号・平成23年度八代市介護保険特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼

ぶ者あり）長寿支援課の國岡でございます。

長寿支援課が所管しております議案第102号・平成23年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算について、着座して御説明させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） まず、歳入の説明につきましては、決算書の63ページからの八代市介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書で、歳出の説明につきましては、別冊となっております平成23年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書にて御説明いたします。

決算書は円単位で記載されておりますが、1000円単位で御説明させていただきます。

まず、八代市介護保険特別会計歳入歳出決算書の82ページのほうをお開きをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が122億3094万5000円、歳出総額が122億396万8000円、歳入歳出差引額2697万7000円となっております。

また、23年度は翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も同額の2697万7000円となっております。

それでは、歳出のほうから御説明いたします。

平成23年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書の101ページをお開きいただきたいと思います。

まず、介護保険特別会計の主な事業について御説明させていただきます。

まず、総務費関係でございますが、101ページの最初、第1項目から4項目までの介護認定調査事業までが総務費となっております。

総務費の財源構成といたしましては、主に一

般会計からの全額繰入金でございます。

それでは、事業の内容について御説明いたします。

まず、介護保険事業計画策定経費327万5000円につきましては、平成24年度から26年度を計画期間といたします第5期介護保険事業計画、老人福祉計画の策定に係る経費でございます。

市長の諮問機関であります八代市介護保険事業計画等策定・評価審議会委員の報償費53万1000円、事業計画書やつしろ・げんき健康プラン等の印刷費48万4000円、計画策定の基礎資料となりましたアンケート調査委託222万9000円が主なものでございます。

次に、介護保険料賦課徴収経費の790万7000円は、65歳以上の第1号被保険者3万7899名への保険料の賦課徴収に関する経費でございまして、年2回発行します保険料納付書などの印刷費160万5000円及び郵便料557万3000円などが主なものでございます。

財源といたしましては、一般会計繰入金のほか、事業収入欄の47万5000円、いわゆる督促手数料を充てております。

次に、介護認定審査事業の2279万6000円は、八代市介護保険認定審査会委員94名の報酬が主なものでございます。昨年度の認定審査会は、年間延べ281回開催し、9560件の審査を行っております。

次の介護認定調査事業は、被保険者で要介護認定の申請をされた方に対し、訪問調査を行うほか、主治医意見書作成依頼、審査会資料作成、認定結果通知などの事務を行うための経費9006万2000円を支出しております。

財源内訳の事業収入は、雑入の臨時・嘱託職員雇用保険料の本市立てかえ分23万円及び他市町村からの要介護認定訪問調査受託金2万9000円でございます。

次に、保険給付関係費でございます。介護サービス給付費から次のページの下、下から3行目の特定入所者介護予防サービス費までが保険給付費関係になります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が25%、ただし、施設系につきましては20%、県支出金が12.5%、ただし、施設系のサービスにつきましては17.5%、それから、本市の一般会計から12.5%、40歳から64歳以下の、いわゆる2号被保険者の保険料に当たります社会保険診療報酬支払基金からの交付金が30%、第1号被保険者保険料が20%とおおむねこのような財源構成になっております。

保険給付費事業の内容について御説明いたします。

まず、介護サービス給付費といたしまして102億1067万8000円を支出しております。これは、要介護の1から5までの認定を受けた方の給付費でございます、このうち居宅サービス費、いわゆる訪問介護サービス費とか通所介護サービスなどに要する給付費でございますけれども、これが44億8413万7000円、延べ人数にいたしますと、年間5万3098人分。

それから、施設サービス費、これにつきましては、特別養護老人ホームとか老人保健施設、介護療養型施設入所に係る給付費でございますけれども、これにつきましては40億8554万5000円、延べ人数にいたしますと、年間1万5775人分。

それから、居宅介護のケアプラン作成に対する給付費であります居宅介護サービス計画給付費といたしまして4億9657万2000円、年間の延べ人数でございますけれども、3万7238人分ということになっております。

それから、地域密着型サービス給付費、これは市町村が保険指定したサービス利用に係る給付費でございますけれども、これにつきましては

は11億4442万4000円、延べ人数、年間5957名分となっております。

次の102ページをお開きいただきたいと思います。

介護予防サービス給付費といたしまして7億5260万2000円を支出しております。これは、要支援1、2、いわゆる軽度認定を受けた方の給付費でございます、介護予防サービス給付費といたしまして6億5836万2000円、延べ人数にいたしますと、年間2万778人分。

それから、介護予防のケアプラン作成に対する給付費であります介護予防サービス計画給付費につきましては7822万6000円、年間延べ利用件数1万8605名分でございます。

それから、介護予防地域密着型サービス給付費といたしまして1601万4000円、延べ人数といたしまして、年間274名分となっております。

次に、高額介護サービス給付費の2億1196万6000円は、居宅介護サービスまたは施設サービスに係る利用者負担限度額が限度額を超えた場合に、超えた分を利用者に払い戻すための費用でございます。

続きまして高額介護予防サービス費18万5000円についても、同様に介護予防サービスに係る利用者の自己負担額が限度額を超えた場合の払い戻しでございます。

続きまして高額医療合算介護サービス費2373万7000円は、同じ医療保険に加入している世帯で、1年間の医療保険と介護保険の両方のサービスに係る自己負担額が限度額を超えた場合に払い戻す費用でございます。

続きまして高額医療合算介護予防サービス費10万5000円につきましても同様でございます。

次に、審査支払手数料の1515万円は、介護報酬の請求に係る審査及び支払いを行います

国民健康保険団体連合会に対する延べ17万8240件分の手数料でございます。

次に、特定入所者介護サービス費の4億5902万7000円は、要介護認定を受けた方が介護保険3施設を利用された場合、食費と居住費は原則全額自己負担となりますが、低所得者については負担額の上限を設け、上限を超えた分を介護保険から介護給付対象者に給付を行うもので、食費分が延べ1万3962件、居住費分、いわゆるホテルコスト分でございますけれども、延べ5138件分を支給しております。

次の特定入所者介護予防サービス費49万1000円についても同様に要支援、いわゆる軽度認定を受けた方が対象となっておる費用でございます。

次のいきいきサロン事業委託から地域支援事業費関係になります。

地域支援事業は3つで構成されております、まず1点目、高齢者が要介護、要支援状態となることの予防を目的とした介護予防。

2点目、要介護、要支援状態にならないように支援し、地域高齢者やその家族の相談を受けるとか、多職種相互が連携し、高齢者の状態変化に応じ支援したり、地域の介護支援専門員の日常業務円滑実施を支援するための事業といたしまして包括的支援事業というのがございます。

最後に3点目につきましては、地域の高齢者が住みなれた地域で安心した生活が継続できるよう、高齢者や要介護認定者を自宅等で介護している家族等を支援する等を目的とした任意事業の、この3つで構成されております。

介護予防事業におきましては、介護保険給付と同様に国が25%、県が12.5%、本市の一般会計から12.5%、2号被保険者の保険料に当たります社会保険診療報酬支払基金からの交付金が30%、1号被保険者の保険料20%、また、包括的支援事業及び任意事業の財源

構成といたしましては、国から40%、県から20%、本市から20%、1号被保険者の20%の財源構成になっております。

まず、地域支援事業の介護予防事業でございます。

いきいきサロン事業委託では1407万8000円を支出しております。いきいきサロンは、各地域の高齢者を対象に、健康づくり、仲間づくり、生きがいくくりなどを目的に、市内200カ所以上で実施しております、八代市社会福祉協議会に委託しております。

次のふれあい高齢者訪問奉仕事業127万7000円は、市の老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会の修了者がひとり暮らしや寝たきりの高齢者宅を訪問し、相談相手や日常生活の支援を行うシルバーヘルパー活動を支援する経費でございます。23年度末現在のシルバーヘルパー登録者数は848名となっております。

続きまして103ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者筋力アップ体操普及事業591万5000円は、高齢者の転倒や閉じこもり予防を目的としたやつしろ元気体操教室などの開催経費でございます。昨年度の実績は、延べ563回開催し、参加人数延べ人数7345人の参加者がございました。

次に、社会参加事業委託の270万円は、趣味講座や文化伝承事業について、市の老人クラブ連合会に委託し実施しております事業で、高齢者のみずからの生きがいを見出すとともに、趣味講座で習得したことを地域に還元し、地域との交流を図ることを目的に実施いたしております。趣味講座につきましては年間延べ500回、文化伝承事業については年に延べ40回開催しております。

次の地域包括支援センター業務委託が、地域支援事業の包括的支援事業となります。1億1

71万9000円を支出しております。市内6カ所に設置しております地域包括支援センターの業務委託経費でございます。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、要支援の認定者及び介護予防が必要な高齢者のケアプラン作成、地域のケアマネジャーの相談、支援などが主な業務となっております。

続きまして家族介護用品支給事業から任意事業となります。

家族介護用品支給事業では596万円を支出しております。在宅で要介護度3から5の認定を受けた方を介護している市町村民税非課税の介護者を対象に紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品の支給を行うもので、113名に支給を行っております。

次の食の自立支援事業委託613万7000円は、食事の準備や調理等が困難な高齢者を対象に栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行う、いわゆる配食サービスでございまして、配送コスト分を負担するものでございます。昨年度の延べ配食数は1万8696食、月平均利用者数は203名となっております。

次のあんしん相談業務委託の192万円は、地域住民の利便性を考慮し、山間部の坂本町と泉町の2カ所にあんしん相談センターを設置しており、そのための業務委託料でございます。業務内容といたしましては、高齢者の各種相談業務を行い、地域包括支援センターへつなぐための窓口としての役割を担っております。

続きまして安心相談確保事業委託の1157万3000円は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するとともに定期的に安否確認を行うことで安心した在宅生活を支援することを目的としております。実績といたしまして、昨年度の利用者数は48

3名となっております。

次に、基金積立金でございます。

基金積立金の137万2000円は、介護保険料の一時的な不足を補うための介護給付費準備基金の定期預金利子84万6000円と介護従事者処遇改善臨時特例基金の定期預金利子52万6000円を積み立てたものでございます。

介護従事者処遇改善臨時特例基金は、平成21年度に介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定が行われた際に、平成21年度から23年度の第4期の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成20年度末に創設した基金でございまして、平成23年度末で基金を解散しております。平成23年度末の両基金の残高は、いずれもゼロとなっております。

以上が介護保険特別会計の歳出の主な内容でございます。

次に、歳入について御説明いたします。特別会計歳入歳出決算書に基づき御説明いたします。

64、65ページをお開きください。

収入済額で申し上げます。

款1・保険料でございますが、目1・第1号被保険者保険料で収入済額が17億9435万8000円でございます。

節1・現年度分特別徴収保険料といたしまして16億5868万4000円を徴収いたしております。これは、65歳以上の第1号被保険者が年金天引きにより納付する保険料でございます。

節2・現年度分普通徴収保険料では1億2826万3000円を徴収し、その徴収率は83.8%となっております。

また、平成23年度特別徴収、普通徴収合わせた収納率は98.6%で、昨年度と同じ収納率となっております。

節3は滞納繰越分保険料で、741万円を徴

収いたしております。

また、時効によります不納欠損処分を2162万5000円いたしております。

款2・使用料及び手数料で、滞納に対する督促手数料といたしまして47万4000円を徴収いたしております。

款3・支払基金交付金では、目1の介護給付費交付金といたしまして34億7727万7000円、また、目2の地域支援事業支援交付金といたしましては、介護予防事業費の30%、920万7000円を徴収したところでございます。

款4・国庫支出金、項1の国庫負担金の介護給付費負担金では21億4747万1000円でございます。国庫負担金の割合は、施設介護給付費の15%と居宅などその他の介護給付費の20%となっております。

項2・国庫補助金では9億7664万8000円を収入いたしております。

目1の調整交付金で9億1550万5000円、これは市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するための交付金でございます。

目2・地域支援事業交付金は、介護予防事業費といたしまして事業費の25%分の762万円を収入いたしております。

66、67ページをお願いいたします。

目3・地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業分といたしまして、事業費の40%分の5344万4000円を収入いたしております。

次に、款5・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金では16億5733万2000円を徴収いたしまして、これは、給付費に対する県の負担割合は、施設介護給付費の17.5%と居宅などその他の介護給付費の12.5%となっております。

項2・県補助金では、目1の地域支援事業交付金の介護予防事業として、事業費の12.5

%分の381万円を収入いたしております。

目2の地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業分といたしまして、事業費の20%分の2672万2000円を収入いたしております。

款6・財産収入の107万円は、歳出で御説明しました介護給付費準備基金と介護従事者処遇改善臨時特例基金の定期預金利子でございます。

款7・繰入金で19億6285万9000円を収入いたしております。

目1の一般会計からの繰入金でございますが、節1・介護給付費の繰入金といたしまして14億5898万6000円、これは介護給付費に対します本市の負担割合12.5%分でございます。

節2・地域支援事業繰入金は、介護予防事業分といたしまして負担割合は同じく12.5%でございます、338万円を収入しております。

次に、68、69ページをお開きいただきまして、節3・地域支援事業繰入金は、包括的支援事業及び任意事業分といたしまして、本市の負担割合の20%相当分2617万8000円を繰り入れております。

次に、節4のその他一般会計繰入金3億2869万5000円は、介護保険特別会計の人件費分2億338万5000円や事務費分の1億2531万円でございます、これら一般会計の繰入金は全てルール分でございます。

項2・基金繰入金1億4561万8000円は、介護保険の給付財源等の不足分のうち、介護給付費準備基金より平成23年度末残高全ての1億1357万4000円を、また、介護従事者処遇改善臨時特例基金より3204万4000円をそれぞれ繰り入れております。

なお、両基金の平成23年度末現在高は、財産に関する調書では介護給付費準備基金が1億

1357万4000円とありますが、基金債務も同額であるため、実質ゼロ円、介護従事者処遇改善臨時特例基金の残高もゼロ円となっております。

次の款8の繰越金は、平成22年度からの繰越金4114万4000円でございます。

続きまして第9款・諸収入のうち、項3・雑入、目1・第三者納付金で201万6000円を収入いたしております。これは、交通事故における加害者からの損害賠償金で、本来、交通事故の場合、加害者が被害者に対して直接賠償するべきもので、医療と同様、保険は使えませんが、加害者の申請により被害者の介護費用を保険適用することで賠償額の適正化を図るものでございます。

目3・雑入の55万円は、臨時・嘱託職員雇用保険料の本市立てかえ分23万円、認定情報提供料10万5000円、要介護認定訪問調査受託金2万8000円でございます。

次に、70ページ、71ページをお開きいただきまして、介護保険共同処理負担金3万8000円、介護報酬返還金2万1000円及び加算金8000円などが主なものでございます。

なお、69ページに収入未済額が1885万9000円ありますが、これは、宇城市と八代市内にあります介護保険事業者が厚労省令の運営基準に基づかない事業を行い、介護報酬を不正に受領したため、加算を含めた市への返還金でありまして、その残額でございます。

この残額につきましては、八代市内の事業者につきましては、月々の返済計画を提出させており、分割で返済を受けることになっておりますけれども、宇城市の事業者につきましては、いわゆる県が行いました指定取り消し処分を不服として、今、民事の訴訟を行っております、現在、関係市町村と協議をいたしまして、この返還金をどういうふうに扱うかということで今事務を進めている最中でございます。

次の第10款・市債、項1・財政安定化基金貸付金1億3000万円は、平成23年度の介護事業費に対し、介護給付費準備基金を取り崩しても、なお財源が不足したため、熊本県の財政安定化基金から借入れを行ったものでございます。この借入金につきましては、平成24年度から26年度の3年間で返済していくことになります。

以上で議案第102号・平成23年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、お疲れさんでございました。

ただいまの説明について質疑を行います。質疑、ありませんか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。調書の101ページ一番下のほうですが、介護サービス給付費ですね、居宅介護と施設介護があるんですが、人数がですね、居宅の場合と施設を比べますと、居宅は約3倍以上ですか。要するに、施設は3分の1以下ということですが、サービス給付費についてはほとんど変わらないと。44億と40億ということになりましたね。このサービスの差といいますか、中身の差といいますか、どういうものか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。確認でございますが、サービスの内容で、居宅介護サービスと施設介護サービスございますけれども、（委員田中茂君「はい」と呼ぶ）居宅介護サービスの中身。

○委員（田中 茂君） ええ。余りにもです

ね、これを比べますと、言いましたように、施設サービスは居宅に比べて3分の1ぐらいであると。（長寿支援課長國岡雄幸君「はい」と呼ぶ）それが、金額は余り変わらぬじゃないかということですから、どういう点がどれだけ違って——、例えばですよ、施設のほうが3倍ぐらい金がかかっているのか、そこいらを教えてください。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。介護保険のサービスの形態につきましては、今、委員さん御指摘のとおり、居宅介護サービスと大きく施設介護サービス、それと地域密着型のサービスというのがあります。

で、施設介護サービスというのはですね、介護保険法に定められた施設でございまして、いわゆる、わかりやすく言えば、特別養護老人ホーム、それと中間施設でございます機能訓練を目的とした老人保健施設、それと病状が安定しているけれども、やっぱり治療の必要があるという施設、いわゆる介護療養型の施設、いわゆる医療系の施設がございます。

こちらを利用して、入所されている方につきましては、いわゆる要介護認定1以上の方が入所をされておりますけれども、この方につきましてはですね、包括的なサービスが受けられて、大体、要介護ごとにですね、月額の幾らというのが決まっております。30万円から40万円の間ぐらい、月額の、かかりまして、居宅サービスに比べたらですね、やっぱり給付費が多いということでございます。

それと、今の施設介護につきましては、その施設に入られて24時間の包括的なサービスが受けられるところとございます。

あわせて、居宅介護サービスにつきましてはですね、いわゆる、例えばデイサービスと

か、ヘルパーの派遣、訪問介護事業とか、いわゆる訪問看護、要は看護師さんの派遣ですね、ということで、24時間対応じゃなくて、決められたですね、ケアマネジャーがつくりましたケアプランに基づきましてですね、定期的に訪問をしたり、デイサービスにつきましてはですね、通っていただきたいということで、そういうサービスにつきましてはですね、報酬単価というのがありまして、実績に応じて報酬が支払われるということでございます。

だから、居宅介護サービスにつきましてはですね、実績に応じて報酬が支払われますけれども、施設につきましてはですね、包括的なサービスということで24時間対応ということで月額幾らということで決められておりまして、施設のほうにつきましてはですね、必ず30万から40万の間でですね、1人当たりの介護費用が生じるということになっております。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。ただいま説明がありましたように、包括支援ということであつて、月額30万、40万かかるんだということなんですが、市に対する申請といいますか、それと認定のあり方ですね、そこいらをちょっと教えていただきたい。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。介護保険を利用される方につきましては、必ず本市のほうにですね、介護保険の認定の申請をしていただきます。窓口は長寿支援課にございます。

で、認定の申請をしていただければ、うちのほうから御本人さんのお宅にですね、訪問調査員が調査をいたします。で、調査の項目は70何ぼかな。（「74」と呼ぶ者あり）74項目ございまして、その聞き取り調査を行います。

その聞き取り調査を行った資料と主治医のですね、先生の主治医意見書、これ2つに基づきましてですね、認定審査会の審査資料といたしまして作成いたしました、認定審査会のほうにお諮りをする。

その認定審査会のほうでですね、書面審査で、いわゆるこの方の状態像に応じた要介護認定が決定されると。もちろん最終的にはですね、市長の決定ということになりますけれども、その決定いただいた要介護に基づきまして、施設の場合は、資格といたしましては要介護以上、重たい方が施設に入れる資格を持っておられます。

ただ、現状といたしましてはですね、かなり重度化をしております、優先順位というのがございまして、通常、今施設に行っておられる方につきましては、要介護4以上、重たい方が大体入っておられるという状態でございます。

それと、居宅介護サービスにつきましてはですね、軽度認定者からサービスが利用できまして、いわゆる自宅におられる方ですね、自宅でいわゆる自立支援をするためのサービスということで、先ほど御案内いたしましたように、ヘルパーさんの派遣とか訪問看護師さんの派遣とか、それと逆のパターンで、通いを中心にしたデイサービスとかデイケアとか、そういうサービスを使えるようになります。

まずは申請をしていただいて、要介護認定を受けていただいて、ケアマネジャーがですね、支援してケアプランをつくって、居宅介護サービスの場合につきましては、そのケアプランに基づいてサービスを受けられると、こういう概略のサービスの内容でございます。

○委員（田中 茂君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 今、田中委員の関連なんです、申請して認定まで、期間というのはどれくらいかかります。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。制度上はおおむね30日以内。申請をして認定がおりてくるのが、行政の責任で30日以内で認定をおろさなきゃいけないということになっております。

○委員（友枝和明君） わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。先ほどの説明の中で、102から103ページですけど、いきいきサロン事業から地域包括支援、これらの介護予防とか包括的サービスというふうに総称していいんじゃないかというふうに思いますけど。これの事業に対する参加者の方々のですね、評価とか、そのほか、皆さん方が——、それに対しての効果というものはどういうふうに出ていますか。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。102ページの今、委員さん御指摘のいきいきサロン事業からのお話だと思いますけれども、いわゆる本市につきましてはですね、いわゆる介護予防の事業ということで、この事業は位置づけをしております。

介護予防のですね、状態像に応じまして、元気な高齢者まで間口を広げた予防事業というのがございます。それがいきいきサロン事業とか、いわゆる高齢者筋力アップ体操普及事業、

やつしろ元気体操教室という名前で事業を行っておりますけれども、いきいきサロン事業委託につきましてはですね、いわゆる、先ほど御説明いたしましたように、社協に委託をいたしまして、市内200カ所以上、現状じゃ212カ所が直近の数字でございますけれども、大体、原則、月1回ですね、自治公民館を活動拠点として地元の人をですね、地元の高齢者のほうに御利用いただきましてですね、介護予防に努めていただけるという内容でございます。これにつきましては、年間の延べ人数の参加者というのが4万8000人ぐらい参加をしておられます。

いわゆる閉じこもり防止とか、例えば、何というかな、顔を合わせてですね、いわゆる話し合いの方を求めるとか、そういうことではですね、貢献をしております、楽しんでこの事業に参加されるということでございまして、アンケート調査とかは、今のところはとったことはありませんけれども、かなり200カ所以上ということでですね、全国でもですね、これはですね、八代市というのはですね、多い、サロン事業ということでございます。

これは、当然、今先ほど言いましたように、元気な高齢者から間口を広げておりますけれども、全ての高齢者がですね、参加できる事業ということです。大体、自治公民館で開催される事業でございます。

それと、高齢者筋力アップ体操普及事業といえますのは、いわゆる運動機能機能向上ですね。運動することによってですね、手足の改善、現状を維持するということで、これは市内にですね、18カ所ですね、今展開をしております、これにつきましてはですね、参加されたときのですね、いわゆる状態像の中身と、今度、体操普及教室事業を卒業されるときですね、体力テストを行っております。

で、その中身を検証しますとですね、ほとん

どの方がですね、機能向上の改善に寄与されているということで、参加された方につきましてはですね、次の機会もですね、また参加されるということで。これにつきましては、まだ数をふやしてくれということでございまして、24年度からですね、今、直営方式でやっておったのを地域包括支援センターにですね、委託をして活動拠点場所をふやすということで今、事業を進めております。

このいきいきサロン事業と高齢者筋力アップ体操普及事業につきましてはですね、元気な高齢者まで間口を広げてですね、元気なうちからですね、介護予防に努めたいということで、本市のほうがですね、重点的に行っている事業ということでございます。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。大変よくわかりました。効果はあるということで。

で、よその、別の、何というんですかね、公民館の方々もですね、うちもこういった事業をしたいというふうな話も聞いております。

で、人間ですから、結局いずれは亡くならなければいけないと。それが、健康で楽しく安心できる老後を暮らしたいというのは、自分もそうですけども、そういった老後にしていただきたいというのが私たちの願いですので、ぜひともこの、それぞれの老人の皆さんの老後がそのような楽しい老後、健康な老後になるように、これからも努力をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。先ほどの、戻

るんですが、介護サービスの給付のところなんです、今回の介護保険改定の中身からいっても、今後、施設、——これまではどちらかというと施設整備に、ずっと整備を続けてきて、一つはこれが介護保険のですね、財政を非常に圧迫してきたというか、保険料の上昇につながってきたということもあって、今後という意味では、居宅、つまり在宅での介護の方向性に国もかじを切ったというふうに認識をしています。

で、そうすると、結局24時間の、居宅での24時間介護をできるようなところの施設あたりが、今後この事業に参入してくるという。つまり、八代市においても、一定の施設整備が終わって、次、新しい、そういったふうな在宅介護のほうへのサービスに移行していくというふうに思うんですが、本当にそういったふうに動いていったときに、介護保険のですね、抑制みたいなものにつながっていくのかどうかといったところを少しお尋ねをしたいんですが。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。介護保険の理念というのがですね、いわゆる在宅、自宅におりながらですね、末永く生まれ育ったところで暮らすための支援でございます。

ただ、特殊な事情が、やむを得ない事情がございまして、どうしても自宅で暮らせない方がいらっしゃいます。そういう方は例外的に、先ほど申しましたような施設での介護サービスの利用ということでございます。

で、国がですね、今、従来型のサービスからですね、いわゆる市町村に指定権限があります地域密着型サービス、いわゆる小規模型のですね、サービスの整備のほうにかじを切っております。

で、本市の第5期の介護保険事業計画におきましてもですね、地域密着型の整備を進めたい

ということで、24年度につきましては、いわゆる小規模の特別養護老人ホームを2カ所と、認知症の方が共同生活できるグループホームを3カ所整備をいたします。

あわせましてですね、いわゆる先ほどの委員御指摘のとおり、在宅で暮らせるための支援ということでですね、来年度はですね、24時間対応のですね、定期随時の訪問介護・訪問看護サービスの整備を計画しております。これは、ちょっと地域密着型のサービスでございます、今ある限定のところでは整備はできませんけれども、今後はですね、そういった在宅で生活できて、夜でもですね、困らないようなサービスの整備というのをですね、徐々に本市でも広げていきたいと。

それと、介護給付、介護財政の圧迫といいますか、これは、いわゆる介護給付費というのは年々伸びています。原則、いわゆる高齢者人口が伸びて、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者になられる2025年までがピークということで、それまではですね、やっぱ右肩上がりですね、給付っちゅうのはふえていきます。

ただ、そのふえ方につきましてもですね、行政責任でですね、例えば介護予防を手厚く実施する、それと給付の中身のチェック、本当に適正にサービスが利用されているのかどうかと、この2本柱ですね。この2本柱をしっかり行政のほうでですね、やっていくと。

そういうことによってですね、安心してですね、介護保険が運営できて、皆様から信頼されるということになろうかと思います。

今言いましたようにですね、やはり予防の充実といわゆる適正な給付の見きわめ、これによってですね、いわゆる本当に必要な方に対する利用につながるということで、今後はそういうことをですね、軸にして介護保険事業の運営に努めていきたいというふうに考えております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（矢本善彦君） 1つ。

○委員長（中村和美君） ちょっと早目に、じゃあ。

○委員（矢本善彦君） はい、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、矢本副委員長。

○委員（矢本善彦君） はい。介護保険料の収入状況で、約5000万ほど未済額がありますよね。それで不納欠損が2100万。これは、たしか2年が時効だと思いますけども、これ何人ぐらいおられるんですかね。不納欠損。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。23年度の実績でございますけれども、いわゆる不納欠損額といたしまして、今、委員が申されましたとおり、2162万5000円ほど不納欠損しております。

不納欠損の人数は、対象者が1144名いらっしゃいます。

その中で、この不納欠損処分した理由につきましてはですね、生活困窮等による対象者がそのうち1036名ということでございます。それと、死亡による不納欠損処分が106名と。それと、うちでは調査したけれどもですね、実際八代市にいらっしゃらない方が2人ほどいらっしゃいまして、合計の1144名分、期別の件数にいたしますと5717件でございますけれども、この分をですね、制度に基づきましてですね、不納欠損処分したという経緯がございます。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、矢本副委員長。

○委員（矢本善彦君） 不納欠損の場合ですね、財産を差し押さえたとか、そういうことはできないんですかね。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。この介護保険料は、あれは徴収金扱いということで、いわゆる税に準じた差し押さえ処分もできません。

ただ、先ほど申しましたようにですね、生活困窮者の方がほとんどでございます、65歳以上の年金から通常はいただくんですけども、こういう方たちはですね、例えば、無年金者だったり、少額年金いわゆる年額にいたしますとですね、18万未満の方ということで、そういう方々に対してですね、理論上はできますけれども、そこまでの実施は行っていないという現状でございます。

○委員（矢本善彦君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、矢本副委員長。

○委員（矢本善彦君） 確かにですね、厳しい財政状況ではありますけれども、職員の方でもありますね、頑張って夜間徴収されますので、頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、午前中の審査を終了し……、あ、そうか、そうか。御無礼しました。

以上で議案第102号・平成23年度八代市介護保険特別会計決算についての質疑を終わります。

午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後1時より再開します。

(午後0時09分 休憩)

(午後1時01分 開議)

○委員長(中村和美君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10月3日の委員会で、松永委員より資料請求がありました平成23年度の随意契約に関する資料をお手元に配付しておりますので、御一読ください。

◎議案第103号・平成23年度八代市公共下水道事業特別会計決算

○委員長(中村和美君) それでは、議案第103号・平成23年度八代市公共下水道事業特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○建設部長(船藏満彦君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、船藏建設部長。

○建設部長(船藏満彦君) はい。皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)建設部長の船藏でございます。座って説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○建設部長(船藏満彦君) 23年度の決算に当たりまして、公共下水道事業ということでございますが、その後に農業集落排水処理施設事業、浄化槽市町村整備推進事業がございますので、3特会合わせまして総括を述べさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○建設部長(船藏満彦君) はい。平成23年度決算審査に当たりまして、建設部所管分の特別会計、公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、浄化槽市町村整備推進事業の総括を述べさせていただきます。

特別会計のこの3事業におきましては、衛生

的で快適な暮らしを確保し、川や海の水質を保全していくため、引き続き面的整備と処理場の老朽化した施設の改築、並びに水洗化の普及促進や経営の安定化、効率化を図っておりまして、まず公共下水道事業の八代処理区では、雨水整備におきまして、浸水防除のため、引き続き野上ポンプ場の機械電気設備と田中町地区の面的整備を行っております。

また、汚水整備につきましては、面的整備はもとより、特に23年度におきましては、水処理センター沈砂池の耐震補強と沈砂池設備の改築更新、並びに松崎中継ポンプ場の主ポンプ増設を行っております。

また、千丁処理区、鏡処理区におきましては、引き続き汚水の面的整備を行っておりまして、平成23年度末の普及率は、八代処理区で42.9%、千丁処理区で77.5%、鏡処理区で46.7%でございます。

続きまして、東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業では、普及率におきましては100%でございますので、さらなる水洗化の普及促進に努めているところでございます。また浄化槽市町村整備推進事業では、平成23年度末の整備率が59.3%でございます。

平成23年度決算におきましては、3特会とも、まだまだ一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況ではございますが、使用料の改定によりまして、対前年度より9519万5000円の縮減に努めたところでございます。今後とも、さらなる経営の安定化と効率化に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成23年度決算におきます建設部所管分の特別会計の総括とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、松本下水道総務課長及び湯野下水道建設課長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長(中村和美君) はい、ありがとうご

ございました。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 松本下水道総務課長。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課長の松本です。隣が下水道建設課長の湯野です。

○下水道建設課長（湯野 孝君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道建設課長の湯野です。よろしくお願いします。

（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○下水道総務課長（松本貞喜君） 座りましてからの説明でよろしゅうございますか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（松本貞喜君） それでは、平成23年度八代市特別会計歳入歳出決算書の83ページをお願いします。

議案第103号・平成23年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

なお、歳入につきましては決算書、歳出につきましては主要な施策の成果に関する調書——以下、主要施策と申したいと思います——に基づき、また決算額につきましては、1000円未満を切り捨てて御説明させていただきます。

最初に、八代市公共下水道事業特別会計の決算書の最終ページになります108ページをお願いします。

歳入総額47億9307万5000円に対しまして、歳出総額は47億9283万7000円、歳入歳出差引額及び翌年度に繰り越すべき財源が23万8000円、実質収支はゼロ円でございます。

続きまして、歳入の決算状況について、事項別に概要とあわせて御説明いたします。

決算書の92ページをお願いします。款1・分担金及び負担金でございますが、下水道の管

渠整備に要します費用の一部を、下水道が整備され使用可能となりました土地・建物の所有者、いわゆる受益者に対して負担金や分担金を求めるものでございます。

収入済額は7379万6000円、処理区ごとの金額は備考欄に記載してありますが、新規に供用開始となりました区域が減少したため、前年度より1405万円の減収となっております。

なお、受益者負担金については国税徴収法、分担金については地方税法の規定に基づき、248万4000円を不納欠損処分としております。

また、収入未済額は3585万5000円となっており、現年度分の収納率は、対前年度から0.4%減の92.3%でございます。

次に款2・使用料及び手数料でございます。項1・使用料、汚水処理に係ります維持管理費と建設事業などに要しました起債の元利償還金、いわゆる資本費に充当するために徴収しているものでございます。

使用料の収入済額は8億5997万9000円であり、前年度と比較して7628万9000円、率にして9.7%の増収となっております。

増収理由といたしましては、水洗化人口の増加や料金改定の実施によるものでございます。

なお、地方税法の規定に基づいて、702万7000円を不納欠損処分としており、収入未済額は前年度より1336万6000円増額の9589万7000円でございます。

昨今の経済不況の中、水洗化促進や水道料金の徴収も厳しい状況にあり、収納率は現年度分で0.3%減の96.3%となっておりますが、粘り強く使用料の徴収に努めていくことで収納率の向上を目指してまいります。

次に、94ページをお願いします。

款3・国庫支出金でございますが、主に汚水

管や雨水管の管渠整備、水処理センターの改築更新、野上ポンプ場築造工事に係る国庫補助金でございます。

当初予算額6億7000万円、前年度からの繰越事業分1億6236万4000円を合わせました予算額8億3236万4000円に對しまして、収入済額は6億5292万1000円でございます。

また、収入未済額1億6931万4000円については、主要施策の105ページ、平成23年度繰越明許費の財源内訳に事業ごとの金額を記載しております。

なお、繰り越しの主な理由につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

次に96ページをお願いします。

款4・財産収入、項2・財産売却収入623万3000円についてですが、ステンレスや鉄くずなど、水処理センター改築更新に伴い発生しました撤去物の売り払い収入でございます。

次に款5・繰入金についてですが、当初予算額17億5300万円、人件費補正に伴う減額分2793万4000円を合わせました予算額17億2506万6000円に對しまして、収入済額は17億1466万5000円で、対前年度から9304万2000円の減額となっております。

減額となりました主な理由といたしまして、使用料改定や水洗化促進による使用料収入の増加、さらには元金及び利子償還金の公債費が減少したためでございます。

なお、繰入金には、総務省の通達により公費負担が妥当として一般会計からの繰り出し基準を設けている基準内繰入金と、自治体の政策的判断で事業収入の不足分を補填する基準外繰入金がございます。

まず、基準内繰入金についてですが、下水道事業で行います雨水処理に係る費用や資本費負担の軽減を図ることを目的とした高資本費対策

経費などがございます。15億2778万6000円を繰り入れており、一部については一般会計の負担軽減を図るため、国からの交付税措置が行われております。

次に、基準外繰入金についてですが、本市のような整備途上の場合、処理場などの施設整備に多額の費用を要するものの施設の利用率が低く、また、使用料収入も少ないことから、財源不足分を一般会計からの基準外繰入金で賄っているのが現状でございます。

この基準外繰入金は1億8687万9000円となっておりますが、本市の財政状況も厳しいことから、さらなる収益の確保や支出の抑制に努め、今後もより一層の削減を目指してまいります。

続きまして、款7・諸収入ですが、調定額及び収入済額は1331万3000円でございます。項3・雑入ですが、主に国庫補助金返還に伴います加算金に対する職員協力金142万9000円や備考欄に記載しております消費税還付金1142万4000円でございます。

消費税の納付額は、使用料収入に含まれます消費税額から工事発注など支出にかかりました消費税額を差し引いた額となり、本決算では、支出にかかりました消費税が収入の消費税を上回ったことから、申告により還付金として受け入れております。

なお、補正予算額146万2000円及び款6の繰越金の補正予算額321万7000円につきましては、国土交通省所管の国庫補助金返還に係る特定財源の補正分でございます。

次に、款8・市債でございます。

目1・公共下水道事業債、当初予算額16億4540万円、前年度からの繰越事業分1億6890万円を合わせました予算額18億1430万円に對しまして、調定額16億4640万円、収入済額が14億6750万円でございます。

なお、収入未済額の１億７８９０万円の内訳につきましては、国庫支出金のところで説明しましたとおり、主要施策の１０５ページに記載しております繰越明許費の繰越財源分でございます。

また、備考欄に処理区ごとの補助事業、単独事業別の建設事業債などの借入額を記載しておりますが、建設事業債として雨水事業分が２億４３９０万円、汚水事業分が５億９３６０万円の計８億３７５０万円を借り入れており、前年度から９４４０万円減額いたしております。

さらに、公債費の返済財源として借り入れをしております資本費平準化債や特別措置分については、前年度から３５０万円減額の６億３０００万円でございます。

なお、償還期間につきましては、建設事業債が５年間の元金据え置きを含む３０年償還、資本費平準化債が２年間の元金据え置きを含む１０年償還、特別措置分が据え置きなしの１０年償還となっております。

ここで、地方債の現在高について御説明いたします。監査意見書の９０ページにも記載のとおり、平成２２年度末の残高２８６億３７１５万３０００円に対しまして、２３年度の市債、いわゆる借入額が１４億６７５０万円、歳出のところで御説明いたしますが、元金償還金額が２０億１９０３万７０００円となっておりますので、借入額と償還額の差し引き５億５１５３万７０００円が前年度より減少しております。よって、２３年度末の債務残高は２８０億８５６１万６０００円でございます。

債務残高の削減については、本市の重要課題であり、今後も引き続き建設費の抑制や平準化を図り、また使用料増収などの収益の確保に努めることで、債務残高の削減に努めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上、歳入分の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の決算状況について御説明いたします。決算書の１０６ページの下段をお願いいたします。

補正予算額及び前年度からの繰越額を含みます予算現額５３億２６７万４０００円に対しまして、支出済額４７億９２８３万６０００円、翌年度への繰越額は３億４８４５万２０００円となっております。

補正予算減額２３２５万５０００円につきましては、職員数の削減などによります人件費の減額補正が主なものであり、前年度からの繰越額３億３１３２万９０００円につきましては、主要施策の１０５ページ、平成２２年度繰越明許費の決算状況に事業ごとの内訳を記載しております。

また、決算書１０７ページの節２２・補償、補填及び賠償金から節１９・負担金補助及び交付金への流用５２２万６０００円につきましては、熊本県が実施しております八代北部流域下水道事業の建設負担金分でございます。県の第３次補正予算の施行に伴い、当初予算額に不足が生じたためでございます。

なお、予算現額から支出済額及び翌年度への繰越額を差し引きました不用額１億６１３８万５０００円につきましては、主要施策の中で御説明いたします。

それでは、主要事業について御説明いたしますので、主要施策の１０６ページをお願いいたします。説明は、件名または事業名の欄を読み上げ御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、使用料賦課徴収及び水洗化促進等関係経費についてですが、決算額は２６２４万６０００円でございます。

主な経費としまして、事業所など井戸水の使用水量を把握するために設置しております量水器の修繕料１７３万４０００円、新規購入費用８０万３０００円、また定期交換や新規設置に

係ります手数料１８１万２０００円でございます。

ほかに八代市シルバー人材センターに委託しております使用料徴収及び水洗化促進のための訪問業務委託５１４万５０００円、量水器の検針業務委託１５９万８０００円などがございます。

また、水洗化促進に向けた助成制度として、水洗便所の改造に伴い融資を受ける際の利子補給１１件分の２２万４０００円や水洗便所改造助成金５８件分の２６９万円がございました。

なお、不用額の主なものとして、量水器取り付けなどの手数料１４３万５０００円や利子補給及び水洗便所改造に伴う助成金２３２万８０００円がございます。

助成金につきましては、新築家屋の下水道接続件数は増加したものの、当初見込みに比べ、改造・改築に伴う接続件数が少なかったため、不用が生じたものでございます。

ここで、平成２３年度末の水洗化状況を御説明いたします。水洗化率は、下水道を御使用になっている人口を下水道が整備され使用可能となりました人口、いわゆる普及人口で割った率でございます。

水洗化人口は、前年度より１１１５人増の４万３１１５人となっており、これに対しまして普及人口は５万６０４９人でございますので、水洗化率は２２年度末より１．２％増の７６．９％となっております。

水洗化率は年々増加しているものの、他自治体に比べ低い水準にありますので、先ほど述べました助成制度の一層のＰＲを含め、水洗化率向上に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、雨水ポンプ場管理運営費、決算額３０７６万３０００円について御説明いたします。市街地の浸水防除を図るための雨水ポンプ場の維持管理に要する経費でございます。八代処理

区には野上ポンプ場、中央ポンプ場、麦島ポンプ場がございます。

主な経費として、施設の電気料１２５４万３０００円や中央ポンプ場のポンプ用エンジン点検整備委託１１１３万円、中央ポンプ場のさびどめ塗装工事１４２万８０００円となっております。

なお、不用額の主なものとして、委託料の３５８万９０００円がございましたが、中央ポンプ場ポンプ用エンジン点検整備委託の入札残によるものでございます。

次に、八代処理区維持管理費、決算額２億５８２８万１０００円についてですが、水処理センターや松崎中継ポンプ場など３カ所の中継ポンプ場及び管渠の維持管理に要する経費でございます。

主な経費として、施設管理に必要な薬品などの消耗品費１３９４万３０００円や施設の電気料４２４７万４０００円、機器修理・設備修繕料１２４１万５０００円でございます。ほかに水処理センター及び中継ポンプ場の運転管理業務委託１億１５４０万３０００円、汚泥の収集運搬を含む汚泥処理業務委託３７３０万９０００円がございました。

なお、委託料に１７７１万８０００円の不用が生じておりますが、水処理センターから発生いたします汚泥の運搬及び処理業務の単価入札額が安くなったためでございます。

次に、千丁処理区維持管理費、決算額４９６４万８０００円と１０７ページの鏡処理区維持管理費、決算額６３４３万６０００円について御説明いたします。

主な経費として、マンホールポンプ場の維持管理に要する経費や八代北部流域下水道の維持管理負担金でございます。

維持管理負担金については、鏡支所管内にあります県管理の汚水処理場等での維持管理費用を八代市と宇城市、氷川町において負担してお

り、千丁処理区分4467万6000円、鏡処理区分6089万円でございます。

なお、維持管理費については、主に県管理の八代北部浄化センターの維持管理負担金であることから、管理者の県に対しまして、維持管理費の縮減など、より一層の努力をいただくよう求めていきたいと考えております。

次に、八代処理区幹線工事及び管渠布設事業、決算額3億6550万4000円についてですが、汚水事業として八代東部処理区を含む太田郷校区及び古閑中町の区画整理区域を中心に施工延長3118メートル、整備面積23.8ヘクタールの整備を進めました。

主な経費として、委託料では、田中町周辺の古閑排水区における下水道浸水対策調査解析業務委託1143万円や下水道台帳作成業務委託467万3000円などがございます。

ほかに污水管築造工事として2億2999万8000円、田中西町を中心とした雨水管築造工事6525万6000円、ガス管・水道管など、地下埋設物移設補償2535万9000円などがございます。

また、105ページに事業ごとの繰越額を記載しておりますが、古閑中町污水管築造工事や田中西町雨水函渠築造工事など2億7244万9000円を繰越明許費としております。

繰り越しの主な理由といたしましては、東日本大震災等の影響により、国庫補助金の追加配分及び交付決定が大幅におくれ、年度内での工事竣工が困難となったためでございます。なお、繰り越し事業につきましては、25年1月に完了予定となっております。

なお、不用額の主なものとして、設計業務などの委託料2191万8000円や地下埋設物の移設補償費3039万4000円がございません。

補償費につきましては、当初予定しておりました水道管・ガス管等の移設について、実際に

掘削した段階での確認検査により移設不要となったため、不用が生じたものでございます。

次に、八代処理区幹線工事及び管渠布設事業繰越分、決算額1億8911万2000円についてですが、西片町ほか污水管築造工事1億4449万9000円、田中西町、田中北町雨水函渠築造工事3769万9000円でございます。なお、繰越分については、平成23年度中に竣工し、24年度より供用開始を行っております。

次に、雨水ポンプ場施設整備事業、決算額1億7244万2000円についてですが、野上ポンプ場の増設工事に伴います電気設備及び機械設備工事でございます。なお、本工事は23年、24年度までの2カ年の工事でございます。

また、雨水ポンプ場施設整備事業繰越分、決算額1億3309万8000円についてですが、野上ポンプ場の増設に伴う建築工事分でございます。本工事は、国の経済対策により、当初の計画から前倒しして実施しており、平成24年1月に完了しております。

次に、108ページをお願いします。

中継ポンプ場施設整備事業、決算額8734万4000円でございます。八代処理区には中央中継ポンプ場、松崎中継ポンプ場、麦島中継ポンプ場がございます。

主な経費といたしましては、松崎中継ポンプ場の主ポンプ増設に伴う機械設備及び電気設備工事8431万5000円でございます。

次に、水処理センター施設整備事業、決算額3億7179万5000円について御説明いたします。本事業は当センターの施設の改築更新事業及び耐震補強工事でございます。

当センターは供用開始から25年が経過し、老朽化した施設を計画的に更新するために、平成19年度から23年度までの5カ年間の基本協定を日本下水道事業団と締結し実施しているものでございます。

主なものとして、沈砂池設備改築更新委託3億円、沈砂池耐震補強工事委託6330万円でございます。

また、耐震補強工事の一部に関しては、プラント工事完了後の施工になったため、年度内での完了が困難となり、2000万円を繰越明許費としておりますが、繰越工事につきましては24年5月に完了しております。

なお、委託料に4170万円の不用が生じておりますが、全体計画の見直しに伴い、水処理センター増設詳細設計業務委託の発注時期を調整したこと、さらには下水道事業団発注の水処理センター沈砂池耐震補強工事委託の実施に伴う委託契約を減額したためでございます。

次に、千丁処理区幹線工事及び管渠布設事業、決算額8167万6000円についてですが、西牟田地区を中心に、施工延長1297メートル、整備面積3.2ヘクタールの整備を進めました。

主な経費として、下水道台帳作成業務委託157万5000円、污水管築造工事6858万3000円、水道管の移設補償費426万5000円、八代北部流域下水道建設負担金218万2000円でございます。

また、繰越明許費2617万7000円は、西牟田下地区管渠築造工事及びマンホール内ポンプ設備工事についてであり、繰り越しの主な理由といたしましては、先ほど八代処理区幹線工事及び管渠布設事業において御説明いたしましたとおり、国庫補助の追加配分及び交付決定が大幅におくれ、工期の確保が困難となったためでございますが、本工事につきましては24年8月に完了しております。

なお、不用額の主なものとして、下水道事業認可変更業務委託の入札残447万6000円や下水道管を埋設する際の水道管の移設補償1358万1000円でございます。

補償費につきましては、工事発注後、水道事

業者と現地確認を行い、下水道管の埋設位置を変更するなど、水道管の移設区間を短くすることで事業費の削減を図ったためでございます。

次に、千丁処理区幹線工事及び管渠布設工事繰越分は、西牟田上地区管渠築造工事912万円、平成23年7月に完了しております。

次に、鏡処理区幹線工事及び管渠布設工事、決算額1億3450万3000円についてですが、内田地区の幹線工事を中心に、施工延長550メートル、整備面積8.8ヘクタールの整備を進めました。

主な経費として、管渠築造工事設計業務委託142万8000円や下水道台帳作成業務委託233万1000円、污水管築造工事1億1862万3000円、八代北部流域下水道建設負担金444万9000円でございます。

また、先ほどの繰り越し理由と同様、鏡第9污水枝線管渠築造工事2982万6000円を繰越明許費としておりますが、本工事につきましては24年8月に完了しております。

なお、不用額につきましては、下水道台帳作成業務など、委託料の入札残124万1000円が主なものでございます。

最後に、109ページ、公債費の長期償還元金、決算額20億1903万7000円及び長期償還利子、決算額5億6017万9000円について御説明いたします。

元金及び利子償還金額の処理区ごとの内訳は記載のとおりとなっており、財源内訳にあります地方債6億3000万円については、歳入でも御説明いたしました元金、利子償還金にそれぞれ充当しました資本費平準化債及び特別措置分でございます。

また、長期償還利子につきましては、建設事業債等の新規借り入れ利率が当初予定していた利率よりも低利な利率であったため、641万5000円の不用が生じております。

なお、公債費につきましては、平成19年度

の27億1600万円をピークに今後も減少していく予定ではございますが、繰入金が多くが公債費への充当となっておりますことから、下水道事業の安定化並びに健全化のため、さらなる削減が求められます。

そこで、本市の下水道事業においても地方公営企業法の適用、いわゆる企業会計の導入を平成27年度に予定しており、現在は企業会計導入に向けた資産整理業務に着手しているところでございます。

企業会計の導入により、経理内容をより明確化し、適正な料金設定や効果的な建設投資など経営基盤の強化を図ることで、健全な事業経営を目指してまいります。

以上、議案第103号・平成23年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。審議方よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。今ですね、公共下水道の説明があったんですが、生活排水の中でですね、最も大きな金額を占める部分であってですね、ほかの関連にしても、もちろん後の特別会計でも個別にはお伺いいたしますけれども、現在の本市のですね、生活排水については、大きく分けて、集合排水と個別排水といいますか、要するに、集合には公共下水道、流域下水道、農業集落排水事業、この3つがあると思います。

そのほかは合併浄化槽なり、あるいはみなし浄化槽と言われる単独浄化槽とかですね、そういうのが入るわけですが、今、市の計画の中でですね、集合処理、今、5万3000世帯ぐらいあると思います、八代市はですね。5万3000世帯のうちでですね、集合処理に該当する

のが何世帯で、集合処理から外れるとといいますか、集合処理以外のところは何世帯になるのか、大まかに答弁をお願いしたいと思います。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、湯野下水道建設課課長。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい。まず、集合処理と申しますと、まず公共下水道事業、それから農業集落排水施設整備事業が、八代市では行われているということで、あと去年の23年9月議会にも田中委員の御質問にもお答えしましたけれども、公共下水道事業につきましては、事業所も含めまして1万9000戸を整備しております。それから農業集落排水施設整備事業におきましては、約700戸の整備が進んでおります。以上でございます。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。先ほどのその公共下水道には、1万9000戸の中には流域下水も含んでるちゅうことですかね。

○委員長（中村和美君） 湯野下水道建設課長。

○下水道建設課長（湯野 孝君） はい。八代北部流域下水道も含まれております。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中委員。

○委員（田中 茂君） そうしますとですね、先ほど言いました5万3000世帯のうちですね、集合処理が2万ないちゅうことでよろしいですか、理解は。

○委員長（中村和美君） はい、岩坂下水道総務課課長補佐。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂 義明君） はい。くみ取り業者等にですね、聞き取りを今年度いたしまして、下水道の整備区域内の世帯が2万3600世帯、それから下水道へ接続された世帯が約1万7000世帯、そ

れからみなし浄化槽が1万5000世帯、くみ取りが1万4200世帯、それから個人設置のほうで5100世帯、市町村設置型の合併浄化槽が、これは415基です。農業集落排水は577戸となっており、全体で5万2480世帯ということになっております。

この中で、下水道区域内での未接続が6000世帯ぐらいございますけれども、みなし槽とくみ取り槽が合計で2万9000世帯ぐらいありますが、これから6000世帯ぐらい引きましますと、合併処理浄化槽への転換が必要な世帯は約2万2000から2万3000世帯ぐらいになるということになります。以上でございます。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。概略はわかりました。

実はなぜそういう質問をしたかといいますとですね、今の合併、——集合処理ですね、先ほど申しました公共下水道、流域下水、農業集落、これは全てですね、個別処理でですね、そういう集合処理に当たらない、恩恵を受けないところの多くの市民の皆さんの協力があつて初めてそういう公共下水道を初めですね、集落排水ができていられるわけですね。

そして、確かに今、公共下水道についてはですね、工事が進んでおりまして、一時の建設費よりも相当安くなっているということは聞いております。

私が9年ほど前に一般質問しました際はですね、そのときの工事費と該当の戸数を割りましたら、1戸当たり300万ぐらいでした。未接続を含めると400万ぐらいになっていた。農業集落はもっと多くて400万を超すというようなことも聞いておりますが、それだけ違いますし、そしてなぜ、——今までですね、旧市からずっと排水事業は別々だったわけですね。そ

れじゃいかぬということですね、一般質問もしまして、生活排水をですね、1カ所で見てもraitaiということ提議をいたしました。

当時の市長が、それを受け入れていただいて、担当の方に指示があつてですね、今のような状態になってきていると思うんですが、公共下水道とですね、それと合併浄化槽を初めですね、要するに公共下水道に当たらないところの市民負担が余りにも差が大きいと。

特に合併浄化槽につきましてもですね、2001年から新築の家についてはですね、義務化がされておりますから、新しく家をつくられた方は、少なくとも四千二、三百はもう合併浄化槽をつくってこられたんですが、それももちろん国・県・市の負担がありますけれども、大体3分の1なんですね。3分の1の負担と。

だから、その地区の市民の方の手出しちゅうのが、大体70万前後ですよ。どうかすると80万になると。あるいは、ちょっとひどいところは100万になると。それだけ差があるわけです。

ところが、集落の場合は、もう家の前までですね、市が、あるいは旧町村がそこまで設置してくれておりますから、もう家の中をつなぐだけなんですね。それはもう大体、家の広さとか何かで違いますけれども、その中はもう合併浄化槽にしようが公共下水にしようが一緒なんですが、要するに、浄化槽の場合には、余りにも個人負担が大きいということもありましてですね、このまんま市民生活の不公平をですね、そのまんま見逃すわけにはいかぬだろうと思われるわけです。

そういうことからしまして、担当の皆さん方もですね、ああそれだけ違うなど、もちろん委員の皆さん方も、ああそれは違うなどわかってはもらって、理解はしてもらってはいると思うんですが、じゃあ、どこからどういう形でそれを進めるかちゅうのはですね、非常に難しいと

ですから、今までにも一般質問も何回となくしてきましたけれども、ほとんど進んでいない。そういう状態にありますので、ここいらですすね、要するに、八代の生活排水のあり方と
いいですか、そういうことですか、その負担感をお互いになくするといいますか、だから、
お互いに理解をしながら、集合処理は集合処理でそれなりにいいでしょうと。

○委員長（中村和美君） はい、湯野下水道建設課課長。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員（田中 茂君） だからですね、今、個別にあるのはですね、料金改定とかそこいら個別のことですから、それを別にして、集合処理とか個別処理ということではなくてですね、八代の生活排水処理のあり方といいますか、それと負担感も含めながら、——これは要するに根本的にはですね、生活環境をよくするということでしょう。水環境をよくするということがす

○委員長（中村和美君） はい、船藏建設部長。

委員さんも御承知のように、その3審議会におきましては、使用料ですとか受益者負担金の審議をしていただくということでございまして、この公共下水道——いわゆる公共下水道の整備区域を、いわゆるどうするかというのが一番ポイントではなかろうかと思います。

この都市計画事業をいたすためにはですね、まず都市計画法に基づいて計画決定をされた区域または道路であれば路線でなければ、国からの補助事業をいただいて事業をするということはありません。

ですから、こういう公共下水道の区域を拡大したほうがいいのか、縮小したほうがいいのかということにつきましてはですね、都市計画審議会のほうで審議していただくというふうに考えております。

確かにおっしゃいますとおり、この4事業に

関して言われますと、税の公平負担ということに関しましては少し不公平感があるかと思えます。

しかしながら、この税の公平負担ということになりますと、下水道だけでなくしてさまざまな、農村地帯ですと農業のほうに、それぞれ税を投入している。また市街地であれば、商店街の方に税を投入していると。それぞれ税の使い方もあるわけでございますので、なかなか一概には言えなくて、総体的に言いますと、税の公平負担とは何ぞやという議論になるかと思えます。

しかしながら、下水道だけで言いますと、4事業の中で公平な負担感があるのも承知しておりますので、そのあたりも含めましてですね、いわゆるメインであります公共下水道を今後どうしていくかということについては、さらなる研究と調査をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） だから、部長、言いましたようにですね、公共下水道だけじゃないんですよ。

公共下水道がもちろん金食い虫ではあるけど、一番大きいけどですね、だけど今までですね、——今後もそうでしょう。どれだけ線引きがあったにしてもですね、これからおくれてでも全市をですね、公共下水道にしますと言われるなら、もうおそくなくてもみんな我慢できると思いますよ。

ところが、今、線引きの中でですね、少なくとも5万3000世帯のうちに4割近くはですね、未来永劫に集合処理ができないところなんですよ。個別処理のところなんですよ。

だから、ほかにももちろん部長が言われた、例えばいろいろな面で税の公平で当たらぬところもあると。それはお互いにみんなわかってい

るわけですよ。みんなわかっているけれども、ここに限ってするとですね、生活排水の処理ちゅうことで、余りにも差があり過ぎるんじゃないかと。

そういうことからですね、まず、できるところから、そういう大きな水質改善なり環境改善に向かっていくそのために、公共下水道も先ほど課長のほうでも説明されましたように、できるだけ縮小していくと。

今までにももちろんですね、公共下水道のもうどうにもならぬような形で、20年前後だったですか、27億とかあったのが最近25億に減ってきたとかですね。まあ、それは繰り上げ償還とかいろいろな努力をされたから、それはそれなりに僕も理解はしております。それは大事なことだろうと。

そういうことをしながらですね、やっぱり合併浄化槽の当たらないところはですね、本当は全額、市町村設置型あたりに持っていくべきだろうと思いますけれども、それができないとすると、浄化槽のほうに幾らか積み増しをしますとかですね、それを生活排水3事業ないし4事業の中で一緒にやっていったらどうでしょうかということですから、ほかにですね、はぐらかすと言ったら言い方は悪いんですけど、ほかの税の不公平とか何かは別にして、ここの生活排水についてもっと考えていこうじゃないですか。そのために、審議会になるのか何になるのかわからぬけれども、要するに、八代の生活排水をよくするために、目標をしながらですね、そして市民生活で税の負担感の不公平をなくするようにするためには、どうしたらいいでしょうかということをですね、名称はこだわりませんけど、ぜひ検討を進めていただきたいと思っているわけです。以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ほかになければ、以上で議案第103号・平成23年度八代市公共下水道事業特別会計決算についての質疑を終わります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議案第104号・平成23年度八代市簡易水道事業特別会計決算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第104号・平成23年度八代市簡易水道事業特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○水道局長（宮本誠司君） はい。

○委員長（中村和美君） 宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）水道局の宮本です。着座にて説明、お許しいただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○水道局長（宮本誠司君） 平成23年度八代市特別会計歳入歳出決算書の109ページをお願いいたします。議案第104号・平成23年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。なお、金額につきましては1000円単位にて御説明させていただきます。

まず事業の概要でございますが、本市の簡易水道事業は、主に山間部の集落単位を給水区域とし、八代地区1カ所、坂本地区31カ所、東陽地区2カ所、泉地区13カ所の47の水道施設がございます。

平成23年度末の給水戸数、給水人口は、八代地区43戸の125人、坂本地区1641戸の3566人、東陽地区263戸の688人、泉地区327戸の779人で、合計の2274戸、5158人でございました。

平成23年4月に、合併時より旧市町村で異なった料金体系であった簡易水道料金について、

平均改定率22.8%の改定を行い、放任給水地区及び一部の地区を除き、計量給水地区の料金を統一いたしました。

当年度の改良事業は、泉地域の野添地区簡易水道改良工事を施工し、配水池、浄水施設の整備、導水管、配水管の改良工事が完了いたしまして、計量給水地区となりましたことから、この地区を統一料金へ改定いたしました。

それでは、決算の詳細につきまして、117ページからの決算事項別明細書で御説明いたします。

118ページ、119ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・節1・簡易水道事業費負担金、収入済額46万2000円。これは、消火栓設置に係る一般会計の工事負担金で泉地区に2基設置いたしております。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・節1・簡易水道使用料、収入済額7285万1000円、これは水道料金収入でございます。地区別では、八代地区が140万9000円、坂本地区が5696万7000円、東陽地区が952万3000円、泉地区が495万2000円でございます。

料金改定により、前年度より約1300万円増収になっております。また収納率は97.9%で、前年比で0.4ポイント下がっております。

項2・手数料、目1・簡易水道手数料、収入済額が8万3000円でございます。内訳としまして、節1・督促手数料6万8000円は、簡易水道使用料に未払い等が生じた際の督促手数料685件分でございます。

節2・設計手数料3000円は、家庭への引き込み工事であります給水工事設計書の審査手数料6件分でございます。

節3・検査手数料1万1000円は、給水工

事の竣工検査手数料5件分でございます。

款3・繰入金、項1・目1・節1・一般会計繰入金、収入済額は1億1125万8000円でございます。そのうち交付税の対象となる基準内繰入金は4784万7000円、基準外繰入金は6341万1000円でございます。

なお、給与改定、人事異動及び共済負担金の負担率変更に伴う人件費の不足額を補うため、繰入金を396万3000円増額補正いたしております。

次の120ページ、121ページをお願いいたします。

款4・項1・目1・節1・繰越金、これについては、収入済額ゼロ円でございます。

款5・諸収入、項1・目1・節1・雑入、収入済額121万7000円。これは消費税還付金でございます。

款6・項1・市債、目1・節1・簡易水道事業債、収入済額8300万円、これは坂本地区及び泉地区の改良工事などに伴う簡易水道事業債でございます。

以上、歳入合計が収入済額2億6887万1000円となっております。

次に、歳出でございますが、122ページ、123ページをお願いいたします。

款1・項1・簡易水道事業費、目1・簡易水道総務費、支出済額4601万2000円でございます。

節別に説明しますと、節1・報酬、支出済額9万4000円、これは簡易水道料金改定等についての水道事業審議会2回分の委員報酬でございます。節2・給料から節4・共済費までは、職員6名の人件費でございます。節9・旅費7000円は、水道事業審議会委員の費用弁償でございます。節19・負担金補助及び交付金2万円は熊本県簡易水道協会負担金でございます。

続きまして、目の2・簡易水道維持管理費、支出済額3234万5000円でございます。

節別に説明しますと、節11・需用費1337万7000円は各地区の水源地や浄水場、配水施設等の施設の修繕費、水源のポンプ室や浄水場の電気代などでございます。節12・役務費87万3000円は水道料金請求に伴う郵便料金などの通信運搬費、水道料金口座振替に伴う手数料などでございます。

節13・委託料1412万9000円、これは水道法に定められた水質検査、量水器検針業務、水源地や浄水場の清掃、維持管理業務などの委託料でございます。節14・使用料及び賃借料14万3000円、これはJR用地への水道管理設のための敷地使用料及び土木積算システムリース料でございます。節15・工事請負費177万8000円、その主なものとしましては、片岩地区簡易水道配水管改良工事122万8000円及び検定満期量水器取替工事54万9000円でございます。節16・原材料費71万2000円は、ろ過砂、配管材料などを購入したものでございます。節18・備品購入費128万9000円は量水器、滅菌機などを購入したものでございます。

次の124、125ページをお願いいたします。

節23・償還金利子及び割引料5000円は、過誤納付に係る還付金でございます。節27・公課費3万7000円は公用車2台分の自動車重量税でございます。

続きまして、目3・簡易水道建設費、支出済額9482万円でございます。

節別に説明しますと、節13・委託料2652万3000円、これは坂本町坂本地区と泉町樫木地区及び野添地区の実施設計業務委託等でございます。

節15・工事請負費6829万7000円、その主なものとしましては、野添地区簡易水道改良事業に伴う配水池築造工事1634万8000円、浄水施設整備工事1521万4000

円、導水管・配水管改良工事１５００万１０００円などでございます。不用額の１４６０万３０００円は、主に野添地区簡易水道改良工事の工事内容見直し及び入札差額等によるものでございます。

次に、款２・項１・公債費、目１・元金、支出済額７１７０万８０００円、これは坂本地区２３件、東陽地区５件、泉地区５件、八代地区１件の起債償還元金でございます。

目２・利子、支出済額２３９８万６０００円は起債償還利子でございます。

以上、歳出合計が支出済額２億６８８７万１０００円となっております。

次に、１２６ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入合計２億６８８７万１０００円、歳出合計２億６８８７万１０００円で、実質収支額はゼロ円となりました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（中村和美君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） 簡易水道についてはですね、一般の平地の水道管理と非常に難しいとか厳しいとかいろいろあると思ってるわけですね。

そういう中で、何とか山間地区の皆さんに水道を、——簡易水道をお届けせないかぬということで、精いっぱい努力されているのはよくわかります。

そこですら、平地のほうの水道代と比べてどうなんでしょうか、１戸当たり。同じぐらいの使用量とした場合に。

○委員長（中村和美君） 誰かわかる人。

○水道局次長兼簡易水道係長（松田仁人君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 松田水道局次長。

○水道局次長兼簡易水道係長（松田仁人君）

はい。お世話になります。

現在、上水道の使用料金が、基本料金が８２９円、それと超過料金が１２６円というような数字になっております。

現在、簡易水道につきましては、平成２３年度から基本料金が１３６５円、超過料金が１４７円ということで、今現在で言えば、簡易水道のほうが料金は高くなっております。以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） 今すぐということではないと思うんですけどね、上水道と、——今ですら、確かにこの会計が違いますけれども、上水道と簡易水道ですね、これを、今後、合併の方向に向けた検討というのはできないものかどうか、ちょっと違いはあってもですね、同じ市民の皆さんに水をお届けするちゅうことですから、そういうことが考えられないかどうか、そこいらをちょっとお尋ねしたいと思います。

○水道局長（宮本誠司君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） 上水道と簡易水道の統合につきましては、平成１９年度末に八代市簡易水道と上水道の統合計画書を作成いたしております、実は。

と申しますのが、国庫補助金等、申請の際に、上水道の区域から１０キロメートル以内の簡易水道については、上水道と統合しなさいと国の指針が出ておりまして、その計画を策定しない限りは、その補助申請ができないようになりました。

八代市におきましては、八代市の上水道区域から１０キロ以上離れているのは、東陽の簡易

水道と、それから泉の簡易水道、こちらの簡易水道が10キロ以上離れておりますもんですから、東陽、泉の簡易水道を1つの簡易水道といたしまして、坂本、それから二見の簡易水道は八代市の上水道に統合するような計画を策定いたしております。

しかしながら、簡易水道の経営基盤の脆弱さと申しますか、パイの小ささ、それから投下資本の課題に係る効率の悪さ、その辺を勘案しますと、なかなか統合計画は、つくりはしたものの、まだ着手と申しますか、今のところ、まだそのままの状態でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、田中茂委員。

○委員（田中 茂君） はい。おっしゃるのはわかります。確かにちょっとかけ離れているというかですね、平地のほうがいろいろ水道の管理の易しさというか、平地はですね。

簡易水道の場合は、非常に複雑なところを通らなくちゃいかぬから、厳しさというのもよくわかります。それもわかりますが、ぜひ今、言われましたように、着々と整備をされながらですね、早い機会に上水道と統合というか、それをですね、努力していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で議案第104号・平成23年度八代市簡易水道事業特別会計決算についての質疑を終わります。

次に、議案第105号・平成23年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

（「休憩せぬでよかですか」と呼ぶ者あり）

休憩しますか。それでは、しばらく休憩します。10分ほど休憩します。

（午後2時17分 休憩）

（午後2時27分 開議）

○委員長（中村和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第105号・平成23年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第105号・平成23年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松本下水道総務課長。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課長の松本です。隣が課長補佐の岩坂です。

○下水道総務課長補佐兼水洗化促進係長（岩坂義明君） よろしくお願ひします。（「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

○下水道総務課長（松本貞喜君） 座つての説明をよろしくお願ひいたします。

それでは、平成23年度八代市特別会計歳入歳出決算書の127ページをお願いします。

まず、八代市農業集落排水処理施設事業について簡単に説明させていただきます。

この事業は、農村地域の衛生向上と公共水域の水質保全を目的として、東陽町が平成7年度から12年度まで、泉町が平成4年度から8年度まで事業を行っておりまして、建設事業は完了し、現在は使用料等の徴収業務や施設の維持管理関係が主な業務となっております。

なお、東陽町と泉町を合わせました平成23年度末で使用可能となっております人口、いわゆる普及人口は2175人で、このうち使用されている人口、いわゆる水洗化人口が1828

人で、水洗化率は84%となっております。この水洗化率は、前年度から0.6%アップしております。

それでは、議案第105号・平成23年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算につきまして御説明いたします。

なお、歳入につきましては決算書に基づき、歳出については主要な施策の成果に関する調書に基づき、また、決算額につきましては、1000円未満は切り捨てて御説明させていただきます。

最初に、農業集落排水処理施設事業特別会計の最終ページになります144ページの実質収支から御説明いたします。

歳入及び歳出総額は、同額の1億661万4000円となっており、実質収支額はゼロ円でございます。

続きまして、歳入の決算状況につきまして事項別に御説明いたします。

136ページをお願いします。

款1・分担金及び負担金でございますが、分担金は、市の条例に基づき、使用者に樹設置工事費の一部を負担していただくこととしておりまして、1世帯につき10万円の負担金を徴収しております。収入済額は東陽地区の3件分30万でございます。

次に、款2・使用料及び手数料でございます。

項1・使用料、収入済額2657万円で、22年度より222万7000円の増収で、これは平成22年度使用料改定の答申に基づき、23年度から26年度まで段階的に使用料を上げているのが主な原因でございます。

収納率では92.8%、この率は22年度より0.6%減となっております。これは昨今の経済不況によるところが大きいと思われます。今後とも、収納率アップのため、粘り強く使用料徴収に努めてまいりたいと思っております。

項2・手数料、使用料に係る督促手数料で、

収入済額2万2000円、延べ225件分でございます。

次に、款3・繰入金についてですが、当初予算額6641万円と人件費の減による補正予算額82万4000円を合わせました予算額6558万6000円に対しまして、収入済額が6262万1000円で、予算額に対し296万5000円の減となっており、これは、使用料が増となったことや脱水汚泥の収集運搬料及び堆肥化業務委託料の減などによるものでございます。

また、前年度より407万4000円の減となっております。これは主に処理施設の修繕料や償還金の減によるものでございます。

138ページをお願いします。

款6・市債、予算額1710万円で、収入済額も同額でございます。これは備考欄に記載しております農業集落排水事業の資本費平準化債でございます。

ここで、資本費平準化債とは、先ほど公下水道事業でも説明しましたが、借金返済の負担を後年度の使用者に先延ばしし、資本費の負担を平準化するための起債のことでございます。

次に、平成23年度末の債務残高でございますが、市債、いわゆる借入額が1710万円に対しまして、140ページの款2・公債費の目1・元金の支出済額が5014万8000円でございますので、差し引き3304万8000円が前年度より債務が減り、現在6億1598万7000円となっております。

この債務残高は、監査意見書の90ページ、地方債残高の農業集落排水処理施設事業債の年度末現在高にも記載しております。

以上、歳入分の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の決算状況につきまして御説明いたします。

決算書の142ページの下段をお願いします。142ページの下段でございます。

当初予算額1億963万6000円と人件費の減による補正予算額82万4000円を合わせました予算現額1億881万2000円に対し、支出済額1億661万3000円、予算現額から支出済額を差し引きました不用額は、219万8000円となっております。

それでは、主要事業について御説明しますので、主要な施策の成果に関する調書の114ページをお願いします。説明は、件名または事業名の欄を読み上げて御説明いたしますので、よろしくお願いします。

まず、農業集落排水処理施設事業、決算額3946万3000円についてですが、これは汚水処理施設関係の維持管理や修繕に要する経費でございます。

主な経費といたしまして、汚水処理施設の電気料327万円、マンホールポンプ47カ所の電気料243万6000円、汚水処理施設とマンホールポンプ関係の修繕料が合わせて278万7000円、処理施設の管理委託料1050万円などがございます。

また、汚水処理の過程で汚泥が発生しますが、この脱水汚泥の運搬料、堆肥化のための処理委託料がございます。

不用額は、農業集落排水処理施設事業で216万6000円、主なものは、脱水汚泥量が減ったことによる運搬料の不用額39万7000円や、同じく脱水汚泥量減による堆肥化業務委託料の不用額42万円などがございます。

最後に、公債費の長期債償還元金決算額5014万9000円及び長期債償還利子決算額1700万2000円について御説明いたします。

元金及び利子の償還金の地区ごとの内訳は、記載のとおりとなっております、財源の内訳にあります地方債については、元金に充当しました資本費平準化債でございます。なお公債費については、平成18年度が債務のピークで、今後は次第に減少していく予定であります。

しかし、施設の老朽化による更新時期を迎えると、新たな起債が必要となります。今後は、施設更新を視野に入れた計画的な経営を目指し、使用料の段階的な改定による増収、維持管理経費のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第105号・平成23年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

審議方よろしくをお願いします。

○委員長（中村和美君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、ありませんですね。

以上で、議案第105号・平成23年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算についての質疑を終わります。

◎議案第106号・平成23年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第106号・平成23年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松本下水道総務課長。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 座って説明してよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（松本貞喜君） それでは、平成23年度八代市特別会計歳入歳出決算書の145ページをお願いします。

まず、八代市浄化槽市町村整備推進事業について、簡単に説明をさせていただきます。

この事業は東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業の認可区域以外の地区で、それぞれ平

成13年度及び14年度から実施しております。

設置計画基数700基に対し、平成23年度までに415基の合併浄化槽を設置しております、設置率は59.3%となっている状況でございます。

それでは、議案第106号・平成23年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明します。なお、歳入につきましては決算書に基づき、歳出につきましては主要な施策の成果に関する調書——以下、主要施策調書と申したいと思います——に基づき、また、決算額については1000円未満は切り捨てて御説明させていただきます。

最初に、浄化槽市町村整備推進事業特別会計の最終ページになります162ページの実質収支から御説明いたします。162ページです。

歳入及び歳出総額は、同額の6969万7000円となっており、実質収支はゼロ円でございます。

続きまして、歳入の決算状況につきまして、事項別に御説明いたします。

決算書の154ページをお願いします。154ページです。

款1・分担金及び負担金でございます。分担金は、合併浄化槽を市で設置します際、条例に基づき、1基当たり10万円の分担金を一括または分割により徴収しております。

当初予算額4件分40万円と22年度からの繰り越し14件分140万円を合わせました予算額180万円に対しまして、収入済額は、浄化槽設置工事をいたしました13件分130万円と過年度の収入1万円の131万円、収入未済額が9万円でございます。収入未済額は過年度分で、現在、分納中でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算額1805万7000円、収入済額1818万円、収入未済額79万6000円でございます。主なものは項1の使用料でございまして、収入済額18

16万9000円、22年度より149万4000円の増収でございます。

これは平成22年度に料金改定の答申に基づき、23年度から26年度まで段階的に料金を上げているのが主な要因でございます。

収納率は95.8%で22年度より1%下がっておりますが、これにつきましては昨今の経済不況によるところが大きいと思われます。今後とも、収納率アップのため、粘り強く使用料徴収に努めてまいりたいと思います。

項2・手数料、使用料に係る督促手数料で、収入済額1万円は105件分でございます。

次に、款3・財産収入、項1・財産運用収入は八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例に基づく基金の利子受け取り分でございます。予算額1万3000円に対しまして、利子受け入れ額1万2000円となっております。

減債基金は、将来の起債償還の償還財源とすることを目的として、旧東陽村及び旧泉村が積み立てていたものを合併により継承したもので、平成23年度末の基金残高は1161万7000円でございます。

次に、款4・繰入金は、当初予算額3787万4000円と人件費などの増による補正予算額189万9000円を合わせました予算額3977万3000円に対しまして、収入済額が3822万1000円でございます。

23年度の繰入金は22年度との比較で、192万1000円増額となっております。これは人事異動に伴う人件費の増が主なものでございます。

なお、歳出の公債費でも御説明いたしますが、公債費の償還額のピークは平成25年度の予定でございます。

156ページをお願いします。

款5・繰越金は、当初予算額1000円と繰越額201万4000円を合わせました予算額201万5000円に対しまして、収入済額が

201万4000円でございます。

款6・諸収入、項1・貸付金元利収入は、旧泉村で合併前に浄化槽を整備するに当たり、宅地内の排水設備に必要な資金の貸し付けを行っておりまして、その償還分で、予算額が5万円、収入済額が7万5000円、収入未済額が1件、42万2000円でございます。

なお、資金の貸付制度は、市町村合併により廃止しております、最終償還は21年度までとなっておりますが、滞納が発生しているため、連帯保証人2名にお会いをしまして交渉した結果、滞納者本人が毎月一定額を納付することになり、現在、分納中でございます。

款7・市債、当初予算額400万円と22年度からの繰越分780万円を合わせました1180万円に対しまして、収入済額590万円で、主要施策調書の117ページ、市町村設置浄化槽整備費繰越分の地方債の欄に記載しております。

なお、既に平成19年度に債務残高のピークは過ぎておりまして、23年度末の債務残高は1億4471万5000円となっております。この債務残高は、監査意見書の90ページ、地方債現在高の浄化槽市町村整備推進事業債の年度末現在高にも記載しております。

次に、款8・国庫支出金の項1・国庫補助金、これは浄化槽本体設置にかかわります事業費分の3分の1を国が補助するものでございまして、予算額497万8000円に対しまして、収入済額398万3000円で、主要施策調書の同じく117ページ、市町村設置浄化槽整備費繰越分の国県支出金の欄に記載しております。以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の決算状況につきまして御説明いたします。

決算書の160ページの下段をお願いします。160ページの下段です。

当初予算額6039万7000円と人件費等

の補正予算額189万9000円、それに繰越額1619万2000円を合わせました予算額7848万8000円に対し、支出済額6969万7000円でございます。

補正予算額189万9000円は、人事異動による人件費の増と公債費利子の不足による補正でございます。

また、委託料から修繕料への3万1000円の流用は、泉町に設置した浄化槽内のろ材が損傷し、修繕が必要になったため行ったものでございます。不用額は879万円で、これについては、事業ごとに後ほど説明いたします。

それでは、主要事業について御説明いたしますので、主要施策調書の117ページをお願いします。117ページです。説明は、件名または事業名の欄を読み上げ御説明いたしますので、よろしくお願いします。

まず、市町村設置浄化槽維持管理費、決算額4293万3000円についてであります、主な経費は、浄化槽415基の保守点検清掃業務委託料2409万6000円や浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の手数料165万4000円などでございます。

不用額は103万7000円で、主なものは、新規浄化槽設置のおくれによる法定検査料や維持管理委託料が不用になったことによる委託料の残47万6000円、人件費の不用額42万8000円などでございます。

次に、市町村設置浄化槽整備費繰越分、決算額1318万3000円について御説明いたします。主な経費は、浄化槽設置工事13基分1304万1000円で、地区別の設置基数は東陽地区2基、泉地区11基、人槽別では5人槽6基、7人槽5基、10人槽2基でございます。

財源内訳は、国県支出金398万3000円、地方債590万円、事業収入330万円でございます。

国県支出金は歳入で説明いたしましたが、浄

化槽設置にかかわります事業費の3分の1を国が補助するものでございます。

地方債の590万円は市債、事業収入330万円は、浄化槽1基につき10万円を設置者が支払う分担金13基分の130万円と一般財源200万円でございます。

不用額は300万9000円、浄化槽設置のための工事請負費で、7人槽14基を予定したものの実際の設置が13基であったため、1基分の残114万6000円と13基の入札残144万4000円が主なものでございます。

なお、主要施策調書の116ページに平成22年度繰越明許費の決算状況を記載しております。

最後に、公債費の長期債償還元金、決算額1122万円及び長期債償還利子、決算額236万1000円について御説明いたします。

元金及び利子の償還金額の地区ごとの内訳は、概要欄記載のとおりとなっております、財源は全て一般会計からの繰入金でございます。

なお、公債費については、平成25年度が償還額のピークとなり、その後減少していく予定でございます。

以上、議案第106号・平成23年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

審議方よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） 田中茂委員。

○委員（田中 茂君） 浄化槽の市町村設置型についてはですね、旧2村でやられたことなんです、農業集落排水事業との関係でですね、それだけ市町村設置型をやられたということではですね、旧村からの流れは理解しているつもりです。

ところが、余りにもですね、やっぱり同じ浄化槽にして市町村設置型と、今、個人設置型で違うということで、先ほども申しましたが、やはりこれはこれとして尊重しながらですね、できるだけ市民負担を近づけるというのはですね、大事なことだと思っております。

そこで、ある面では、今までもいろいろ相談をしたんですが、旧市でなぜ市町村設置型にできないのかということを言いますと、余りにも何と申しますか、旧2村でやられたことを守るのを新しく平地のほうのですね、市町村設置型にすれば、もうとてもじゃないと。要するに、恐れられていると。

だから、それまでやったら、とても市町村設置型には平地はできぬのですよと、もう頭から、今、担当のところではそういう受け取り方だと私は思っております。

だから、そういうことではなくてですね、可能な限り、——これはこれでですね、やっぱり旧村でやられたことですから、そして農業集落との関係でやられたことですから、それはそれで尊重しましょうと。

そして、やっぱり平地のほうのですね、浄化槽についても、市町村型にするのか、あるいは、今、個人別にしながらでも個人負担を積み増していくというのはですね、決して無謀なことでもないし、間違ったことは言っていないと思っていますわけです。

そういうことからしてですね、先ほどの部長の答弁なんかを聞いていますと、非常に腹立たしかったような答弁なんです、ああいうことやなくてですね、もっと前向きにですね、やっぱり本当の市民生活の平準化というか、新たに新しく、何と申しますか、環境をよくすると、水質をよくすることからですね、やっぱり、じゃあ生活排水全体の中で考えましょうという、お互いにですね、やっぱり考えていかなくちやいかぬと思いますので、ちょっと大変御

苦労はあると思いますけど、さっき言いました審議会とか、あるいは別の機会でもいいから何か話をさせていただいてですね、ぜひこちらはこちらで尊重しながらですね、やっていきたいと、やっていただきたいと思っているわけです。

そこいらはどうですかね。

○下水道総務課長（松本貞喜君） はい。

○委員長（中村和美君） 松本下水道総務課長。

○下水道総務課長（松本貞喜君） 今後、そういう形ですね、検討はしたいと思います。

ただ、先ほど部長が説明されましたようにですね、公共下水道と浄化槽と、どの手法で行くかというのは結構大きい問題だと思うんですね。だから、それとあわせて、公共下水道については企業会計導入という大きい問題もありますし、全体的にまたそれを考える場があればと私は思っております。

○委員（田中 茂君） はい。

○委員長（中村和美君） 田中茂委員。

○委員（田中 茂君） ぜひですね、そこいらはやっぱり市民生活をですね、広く見るという形で、そして水質を改善するということからですね、ぜひ真面目に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で議案第106号・平成23年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算についての質疑を終わります。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の委員会は、10月18日木曜日、午前10時開会となっております。よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして、本日の決算審査特別委員会を散会いたします。

（午後3時01分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成24年10月12日

決算審査特別委員会

委員長